

阿見町地域防災計画

【地震災害編】

【地震災害編】 目次

第1章 災害予防計画

第1節 組織と情報ネットワークの整備	1
第1 防災組織の整備	1
第2 相互応援体制の整備	2
第3 自主防災組織等の整備	4
第4 情報通信ネットワークの整備	7
第2節 地震に強いまちづくり	9
第1 防災まちづくりの推進	9
第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進	14
第3 土木施設の耐震化等の推進	16
第4 ライフライン施設の耐震化の推進	17
第5 地盤災害防止対策の推進	19
第6 危険物等施設の安全確保	21
第3節 地震被害軽減への備え	24
第1 緊急輸送への備え	24
第2 消火活動、救助・救急活動への備え	26
第3 医療救護活動への備え	29
第4 被災者支援のための備え	31
第5 要配慮者安全確保のための備え	33
第6 燃料対策	37
第4節 防災教育・訓練	39
第1 防災教育	39
第2 防災訓練	42
第3 災害に関する調査等	44

第2章 災害応急対策計画

第1節 初動体制	45
第1 町職員の動員・配備	45
第2 災害対策（警戒）本部の設置・運営	49
第2節 情報の収集・伝達	54
第1 情報連絡体制の確保	54
第2 災害情報の収集・伝達・報告	56
第3 災害広報	62
第3節 応援・派遣	64
第1 自衛隊の災害派遣要請・受入	64
第2 防災関係機関等への応援要請・受入	66
第4節 被害軽減対策	68
第1 避難指示・誘導	68
第2 緊急輸送・交通規制	72
第3 燃料・エネルギー対策	76
第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動等	77
第5 応急医療	80

第6 危険物等災害防止対策	84
第5節 被災者生活支援	86
第1 被災者の把握	86
第2 避難生活の確保	87
第3 災害ボランティア活動の支援	91
第4 被災者ニーズの把握・災害相談対応	92
第5 生活救援物資等の供給	93
第6 要配慮者の安全確保対策	97
第7 応急教育・応急保育等	100
第8 帰宅困難者対策	103
第9 愛玩動物の保護対策	104
第6節 災害救助法関連業務	105
第7節 応急復旧・事後処理	107
第1 建築物の応急復旧	107
第2 土木施設の応急復旧	109
第3 ライフライン施設の応急復旧	111
第4 清掃・防疫・障害物の除去・環境対策	114
第5 行方不明者の捜索・遺体の処理	118
第3章 災害復旧・復興計画	
第1節 被災者生活の安定化	120
第1 義援金の募集及び配分	120
第2 支援金等の支給・貸付等	121
第3 租税及び公共料金の特例措置	125
第4 雇用対策	127
第5 災害公営住宅の建設等	128
第2節 被災施設の復旧	129
第3節 災害復興計画	131
付編 東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画	
第1節 総則	133
第1 計画の趣旨	133
第2 計画の基本方針	133
第3 防災責任者が実施する事務または業務の大綱	133
第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置	139
第1 東海地震注意情報等の伝達	139
第2 警戒体制の準備	139
第3節 警戒宣言発令時の対応措置	140
第1 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達	140
第2 警戒体制の確立	142
第3 地震防災応急対策の実施	142
第4 住民等のとるべき措置	154

【地震災害編】

第 1 章 災害予防計画

第1節 組織と情報ネットワークの整備

第1 防災組織の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していく必要がある。

このため、職員への災害時の役割と体制の周知徹底、関係部局間等の密な情報交換等を行うこととする。

1. 阿見町の活動体制の整備

実施担当	各部
------	----

(1) 町職員への災害時の役割と体制の周知徹底

町の各部は、部職員に対して、日常業務とは異なる災害時の担当業務やその実施体制等について、周知徹底する。

(2) 各部における震災対策計画に基づく活動要領の作成

町の各部は、災害対策本部各班の業務別マニュアルの点検、見直しを推進する。

また、業務別マニュアルは、組織の変更、人事異動、訓練、本計画の見直し等に応じて随時見直すものとする。

その他業務継続計画（BCP）※1に、町長不在時の代行順位、職員の参集体制、本庁舎が使用できない場合の代替庁舎、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務を定め、業務継続体制の整備を推進する。

※1 業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）：災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。

(3) 部署間の連携体制の整備

町の各部は、災害時に他部署と円滑に連携できるよう、日常より情報交換を緊密に行うとともに、研修、訓練を共同で行うなど部署間の連携体制を確保しておく。また、各部署で作成した業務別マニュアルにおいて、連携を要する活動について調整を図っておく。

2. 防災関係機関の活動体制の整備

実施担当	防災関係機関
------	--------

防災関係機関等は、災害時の災害応急対策活動を円滑に行えるよう、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備するとともに、震災応急対策に関する活動要領等の整備を図る。

また、災害時に他の機関とも円滑に連携が図れるよう情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど、各機関間の連携体制を確保しておく。この際、業務継続計画（BCP）を策定するなど、対策本部の代替施設の確保、重要データの保全等に努める。

第2 相互応援体制の整備

大規模な災害時には、一つの町ですべての対策を行うことは困難であり、また、隣接する市町村も同時に大きな被害を受ける可能性があるため、広域的な相互応援体制が必要となる。

災害時の応援体制を円滑に確立するため、平常時から訓練・情報交換等により、連携を強化することが重要である。

1. 応援要請・受入れ体制の整備

実施担当	町民生活部
------	-------

(1) 市町村間の相互応援

1) 協定の締結

町は、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき他市町村との応援協定の締結を推進するとともに、締結した協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていく。

2) 応援要請体制の整備

町は「阿見町災害応援計画」に基づき、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口やその手続、情報伝達方法、派遣職員の編成基準等についてのマニュアルや資機材等を整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。

3) 応援受入れ体制の整備

町は、「阿見町広域受援計画」に基づき、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統について職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保やマニュアルを整備する。

また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておく。

(2) 公共的団体等との協力体制の確立

町は、町内又は所掌事務に係る公共的団体に対して震災時に応急対策等の積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

このため、公共的団体において防災に関する組織の充実を図るよう指導し、また、相互の連絡を密にし、災害時には効果的な協力体制が発揮できる体制を整備する。

2. 防災関係機関の連携

実施担当	防災関係機関
------	--------

町域を管轄し、又は町域内にある防災関係機関は、災害時において相互に連携し、円滑かつ効率的に対策が講じられるよう平常時から情報交換、連絡調整の場を整備していくとともに、連絡を密にしておく。

また、実動組織間の連携として、複合災害及び大規模災害発生時には、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、災害派遣医療チーム（DMAT）※¹等の実動機関が効果的な活動を迅速に展開する必要があることから、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、部隊間の相互協力を行うこと。

※1 災害派遣医療チーム（DMAT：Disaster Medical Assistance Team）：医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した

第1節 組織と情報ネットワークの整備

事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。

第3 自主防災組織等の整備

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていく必要がある。

自主防災組織の編成にあたっては、将来的に地域における昼夜間人口の構成を考慮して、時間帯によって偏りがないようあらかじめ調整しておくことが重要である。

また、災害ボランティアが円滑に活躍するための環境整備、ボランティアの普及・振興を図るため、家庭、学校、地域において、幼少時から理解、関心を育むことが重要である。

1. 自主防災組織の育成・連携

実施担当	町民生活部
------	-------

(1) 自主防災組織の整備

町は、自主防災組織の結成や育成を強化し、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修などにより防災リーダーを育成するほか、多様な世代が参加できる環境等を整備し、日頃の準備や訓練等を促進する。

その際には、女性の参画の促進及び女性リーダーの育成に努める。

1) 普及啓発活動の実施

町は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

2) 自主防災組織の編成

- ① 行政区等を基本単位とし、規模が大きすぎる場合は、さらにブロック分けする。
- ② 地域内の事業所と協議の上、事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図っていく。
- ③ 昼夜間人口を考慮し、昼、夜、休日、平日等にそれぞれ支障のないよう組織を編成する。このため、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図っていく。
- ④ 男女共同参画の視点からの災害対応が可能となるよう、自主防災組織役員のうち女性の割合を3割以上にするように推進する。

3) 自主防災組織の活動内容

＜平常時＞

- ① 避難行動要支援者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ② 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及や、地域の危険箇所の点検・把握等
- ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- ⑤ 災害発生時における、行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認
- ⑥ 災害時に活用できる井戸の把握

＜発災時＞

- ① 初期消火の実施
- ② 情報の収集・伝達
- ③ 救出・救護の実施及び協力

第1節 組織と情報ネットワークの整備

- ④ 集団避難の実施
- ⑤ 炊き出し及び給水、救助物資の分配に対する協力
- ⑥ 避難行動要支援者の安全確保等

(2) 組織の支援・育成

町は、自主防災組織の結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

また、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施する。

【資料編 阿見町自主防災組織補助金交付要綱】

(3) 協力体制の整備

町は、自主防災組織間の協力体制を強化するため、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を促進することを検討する。

2. 企業防災の推進

実施担当	産業建設部、町民生活部、県、阿見町商工会、事業所
------	--------------------------

(1) 事業所の取組

各企業は、災害に対して企業が果たす役割（従業員・来客等の安全確保、地域経済の被害軽減、地域との防災対策の連携等）を認識し、事業継続計画（BCP）の策定・運用に努めるとともに、防災体制の整備、従業員の防災意識の啓発、防災訓練、施設等の安全性確保、各種計画の点検・見直し、ライフラインの供給停止等への対応、サプライチェーンの維持等の事業継続マネジメント（BCM）※1の取組を推進する。

また、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県、町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

その他、地震発生時に施設利用者や機械等の安全を確保する緊急地震速報受信装置の設置、大規模な災害により従業員や来客等が帰宅困難となった場合、事業所内に一定期間留めておくことができるように、食料や物資等の備蓄、安否確認方法の整備など、帰宅困難者対策に努める。

※1 事業継続管理（BCM：Business Continuity Management）：事業継続計画を策定（構築）し継続的に運用していく活動や管理の仕組み。

(2) 町の取組

県及び町は商工会等と連携し、これらの取組を促進するための情報提供等を行うとともに、事業継続計画（BCP）の策定、中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化支援計画の策定を促進する。

また、地域の防災訓練等への参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団などとの連携を促進する。

その他、商工会等と連携体制を構築し、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

3. ボランティア組織の育成・連携

実施担当	阿見町社会福祉協議会、保健福祉部、教育委員会
------	------------------------

(1) 一般ボランティアの受入れ体制の整備

社会福祉協議会は、災害ボランティアの窓口として、災害時のボランティアの募集、受付及びコーディネート、被災者ニーズの把握等を円滑に実施できるように職員の研修、訓練、マニュアル作成等により体制を整備し、県社会福祉協議会と連携して他市町村社会福祉協議会との相互応援協定

第1節 組織と情報ネットワークの整備

の締結等に努める。

町（保健福祉部）は、災害ボランティアセンターと災害対策本部の連携が円滑に行えるよう、平時から社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営に必要な支援を行う。

(2) ボランティア団体との連携

町、社会福祉協議会は、日本赤十字社、NPO、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）等と連携し、災害時の活動環境、平時からのボランティアの登録、研修、災害時の活動体制、連絡体制等を整備する。

また、町（町民生活部）は本計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとし、特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、本計画に明記し、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

(3) 一般ボランティアの活動環境の整備

1) 災害ボランティア活動の普及・啓発

町（保健福祉部、教育委員会）及び社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、住民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

2) 一般ボランティアの活動拠点等の整備

社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から災害ボランティアセンター予定施設の整備や情報通信手段等の機能整備に努める。

3) ボランティア保険への加入促進

町（保健福祉部）及び社会福祉協議会は、ボランティア保険への加入を促進する。

4) 被災者支援の迅速・適切な実施

町（保健福祉部）及び社会福祉協議会は、インターネットを活用したボランティアの募集等に係る情報の収集・提供の充実、資機材の十分な確保等ボランティア実施に係る環境整備を推進する。また、ボランティア等の個人情報の保護や感染症予防への配慮などにより、被災者支援の迅速化や適切な実施を図る体制整備を推進する。

4. 地区防災活動の推進

実施担当	町民生活部
------	-------

町は、阿見町地区防災計画作成マニュアル（令和2年3月）、阿見町防災アドバイザーを活用し、行政区等を対象として災害対策基本法に基づく地区防災計画の作成を促進する。

また、地区防災計画を作成した行政区等に対し、地区内の居住者及び事業者等と共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の防災活動を促進する。

第4 情報通信ネットワークの整備

災害発生時には、町、県、国、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが、すべての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図る。

1. 情報通信設備の整備

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

(1) 情報通信設備の整備

町及び各防災関係機関は、以下の対策を推進する。

1) 無線設備等の整備・点検等

既存の各種無線について、現場や災害対策拠点との効果的な通信を考慮した配備計画の検討、通信設備の点検、職員への無線機の操作研修等を推進する。

町は、住民へ緊急情報を一斉放送により伝達するため、Jアラート^{*1}と連動する同報系防災行政無線の整備を行っており、定期的な点検、操作研修等を実施する。また、対策本部と各災害対策拠点、現地派遣職員との通信を考慮し、移動系防災行政無線機の増設等を検討する。

※1 全国瞬時警報システム（Jアラート）：弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステム。

2) 情報通信設備の耐震化

- ① 通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線の被災を考慮した対策に努める。
- ② 地震時の停電に備え、バッテリー、発電機及び燃料等の確保に努める。
- ③ 通信設備の耐震対策、重要設備の免震措置等に努める。

(2) 災害時優先電話の登録等

町は、災害対策本部の事務室や各班の通信を考慮して災害時優先電話回線の割り当てを検討し、登録回線を防災関係機関と共有する。

(3) サーバへの負荷の分散等

災害時の機器の損傷等によるサーバの停止、ホームページ用サーバへのアクセス集中等を考慮し、代替サーバの確保等についてインターネットサービスプロバイダ等と調整するなど、災害時にも情報発信を継続できるシステムの確保に努める。

2. 防災情報システムの整備

実施担当	町民生活部
------	-------

県の防災情報システム等を活用して、防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図る。

3. アマチュア無線ボランティアの確保等

実施担当	町民生活部
------	-------

(1) アマチュア無線ボランティアの確保

町は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を設置する。

(2) ポータルサイト・サーバ運営事業者との連携

町が行う警報や避難指示等の伝達にあたっては、ポータルサイト・サーバ運営事業者に対して、インターネットを活用した情報提供を求めることができるため（災害対策基本法第57条）、運営事業者等との協力体制について検討し、必要に応じて災害協定の締結等を行う。

第2節 地震に強いまちづくり

第1 防災まちづくりの推進

防災まちづくりは、大きく予防対策と被害軽減対策に分けられるが、予防対策としてのハード整備は一朝一夕には完了しないものである。このため、ソフト対策とハード対策で密接な連携を取りつつ、被災の発生及び発生した被害を最小限に抑えることの可能な災害に強い都市構造に転換していくことが重要である。

また、都市公園については延焼遮断機能や防災拠点としての機能も期待されるため、非常用の貯水槽、トイレ、電源・照明、通信設備及び備蓄倉庫等の防災機能の整備を推進する。

1. 防災まちづくり方針の検討

実施担当	町民生活部、産業建設部、県
------	---------------

災害に強いまちづくりを計画的に推進するため、以下のような点を踏まえた防災まちづくり方針を検討し、都市計画マスタープランと合わせて、安心・安全な都市基盤の整備を推進する。

- (1) 地区の災害危険度に配慮した土地利用計画
- (2) 災害時の緊急活動を支え、市街地の防災空間を形成する道路や公園等の配置計画
- (3) 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画
- (4) 危険な市街地を解消する市街地整備事業等の計画

2. 防災空間の確保

実施担当	産業建設部、県
------	---------

町は県と連携して、市街地における防災空間を形成する道路や公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

(1) 緑地の保全

緑地保全地区の指定等により、良好な緑地を保全し、市街地における災害防止に役立てる。

(2) 延焼遮断空間の整備

延焼遮断空間にも配慮した幹線道路、都市公園、河川等の整備を推進する。

(3) 防災道路の整備

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、都市の構造、交通及び防災性等を総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

(4) 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難場所となる都市公園、緑地等の整備を推進し、防災機能の一層の充実を図る。

第2節 地震に強いまちづくり

(5) 防災公園の整備

平常時は地域住民のやすらぎ、憩いの場として広く住民に開放し、災害時には町の緊急避難場所として、住民が活用できる施設として阿見町防災公園（以下「防災公園」という。）を設置する。

本計画に基づく緊急避難場所と一般避難所との位置を考慮して、防災公園に位置付ける都市公園を以下のとおり選定する。

1). 防災公園に位置付ける都市公園

①曙ふれあい公園（曙 277-1）

②本郷近隣公園（本郷 1 丁目 12）

③阿見中央防災公園（阿見 4667-1、学校区児童館跡地、学校区児童公園）

2). 防災公園に設置する防災設備

次のいずれかに掲げる設備を設置するものとする。

防災設備一覧

項目	主な設備
1) 園路・広場他	<u>出入口形態、園路、広場、ヘリポート 等</u> <u>災害時にどこからでも避難できるように出入口は多数設け、緊急車両等に</u> <u>対応できる形態とする。</u>
2) 植栽	<u>防火樹林帯 等</u> <u>火災時における延焼防止、延焼遅延に寄与する。常緑樹は防火力が大きい</u> <u>とされ、葉に樹脂を含む松や杉は延焼防止には不適とされている。</u>
3) 水関連施設	<u>耐震性貯水槽、非常用井戸、水道施設 等</u> <u>電源を確保できなくても、生活用水やトイレの洗浄水に使用する、最低限</u> <u>の水を確保する。</u>
4) 非常用便所	<u>マンホールトイレ 等</u> <u>男性用、女性用、多目的用を設けることが望ましい。</u>
5) 情報関連施設	<u>非常用放送設備、標識及び情報提供設備、電話ボックス 等</u> <u>災害時に、最低限の情報伝達、情報収集が可能な設備を備える。</u>
6) エネルギー・ 照明関連施設	<u>非常用電源設備、非常用照明設備 等</u> <u>災害時に停電した際に備え、太陽光や風力の活用により、緊急避難所とし</u> <u>て最低限の電力を確保する。</u>
7) 防災ボックス	<u>備蓄品 等</u> <u>最低限の飲料水、非常食を備える。</u>

※ 設置する防災設備・基数については、公園整備の実施設計時に必要に応じ確定する。

(6) 消防活動空間の確保

基盤未整備の市街地では、消防用道路を最低限確保するため、街路事業等により消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進する。

3. 防災拠点の整備

実施担当	各部
------	----

町は、災害応急対策活動の拠点施設について、施設管理者等と連携して施設の耐震性等を確保するとともに、ライフラインの停止に備えたバックアップや、拠点の機能に必要な設備等の確保に努める。

防災拠点の現況

拠点の種類	予定施設名
災害対策本部（代替施設）	本庁舎（水道事務所、中央公民館）
医療救護所	総合保健福祉会館、各中学校
後方医療機関	東京医科大学茨城医療センター、県立医療大学附属病院
遺体安置所	旧吉原小学校体育施設
緊急消防援助隊活動拠点	総合運動公園
物資集積拠点	県立医療大学体育館、茨城大学農学部体育館、J A水郷つくば阿見営農経済センター（中央集荷所）
災害ボランティアセンター	総合保健福祉会館

4. 避難場所・避難所の指定等

実施担当	町民生活部、教育委員会、行政区、自主防災組織
------	------------------------

(1) 避難所開設・運営体制の整備

町は、避難所の開設・運営を適切かつ円滑に運用するため、施設ごとの避難所開設・運営マニュアル（使用するスペース・設備等を明確にしたもの）の整備、避難所直行職員への避難所開設・運営研修等を推進する。

避難所となる学校については、文部科学省の「学校防災マニュアル（地震・津波）作成の手引き」を活用して教職員等の協力体制を確保する。

指定避難所が指定管理施設の場合には、指定管理者との間で避難所運営に関する役割分担等を定めておく。

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難者の過密抑制、ホテルや旅館等の活用等を含め、平時から検討、準備しておく。

その他、行政区、自主防災組織、PTA等と連携して、平時から避難所自治組織を確立し、避難所開設の協力体制、自治運営体制を構築していく。

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所の指定等

町は、災害対策基本法第49条の4～9に基づき、地震、洪水、土砂災害等から円滑に避難するための「指定緊急避難場所」、避難者及び住居を失った被災者等を一時滞在させる「指定避難所」を指定するため、同法施行令及び施行規則に適合する施設の調査、選定を行う。

指定にあたっては県知事への通知及び公示を行うほか、防災マップ等で緊急避難場所等を周知するよう努める。また、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」に留意して、指定避難所の環境や運用体制等の整備を推進する。

災害想定等により、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける必要がある場合は、当該市町村の協力を得て確保する。

指定緊急避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使

第2節 地震に強いまちづくり

用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するとともに、住民等に周知する。

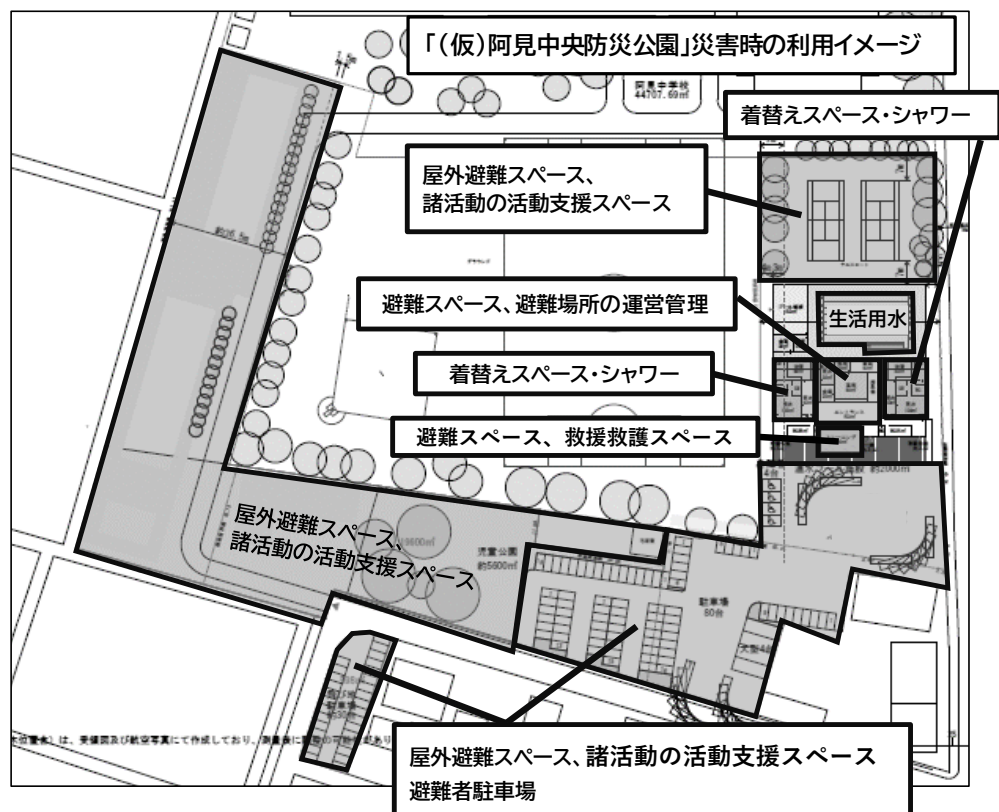
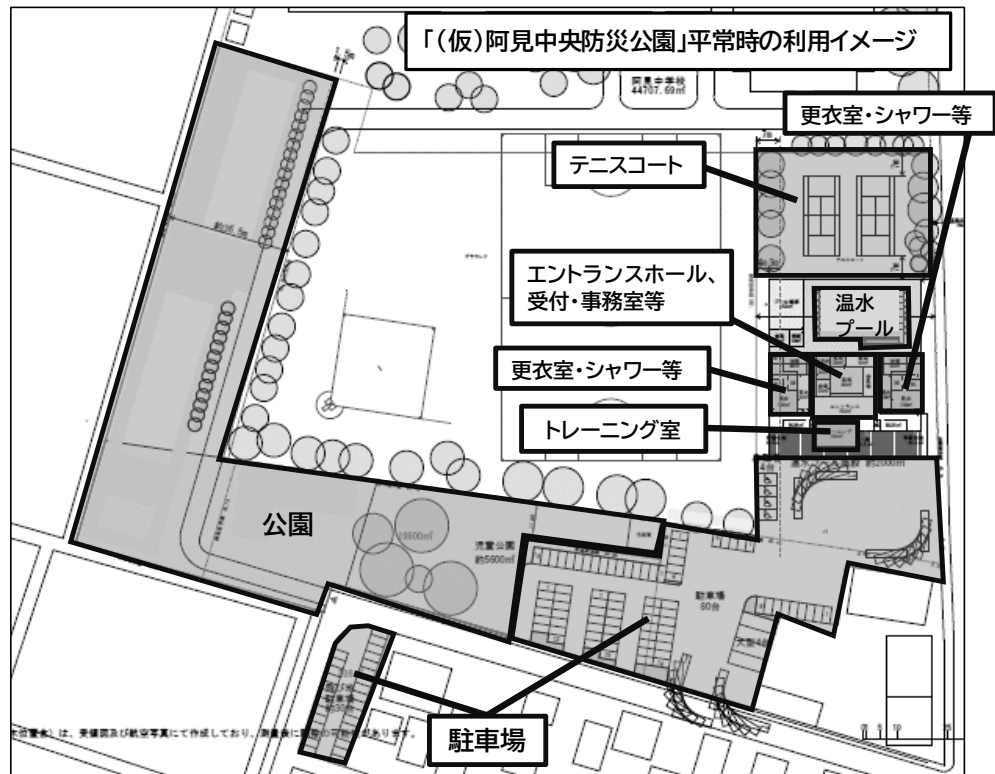
現在、町では「(仮)阿見中央防災公園」の整備を進めている。平常時は温水プールを核としてテニスコートなどの運動施設を併設することにより町民の健康増進に寄与する。

災害時にはプール槽の水の生活用水への活用、シャワー機能の一般開放、一時避難施設としての活用を予定する。整備後、避難場所の指定を行う。

「(仮)阿見中央防災公園」災害時の機能及び運営方法

<u>施設名</u>	<u>機能・役割</u>	<u>災害時の運営方法</u>
<u>温水プール</u>	<u>生活用水</u>	<u>プールの水を生活用水として利用する。</u>
<u>トレーニング室</u>	<u>避難スペース、救援救護スペース</u>	<u>一時的な避難スペースや傷病者の応急手当・救護等のスペースとして利用する。</u>
<u>更衣室・シャワー等</u>	<u>着替えスペース・シャワー</u>	<u>避難者の着替えスペースやシャワーとして利用する。</u>
<u>エントランスホール、 受付・事務室等</u>	<u>避難スペース、避難場所の運営管理</u>	<u>一時的な避難スペースや避難場所の運営管理スペースとして利用する。</u>
<u>テニスコート、公園、 駐車場</u>	<u>屋外避難スペース、諸活動の活動 支援スペース、避難者駐車場</u>	<u>一時的な避難スペースや諸活動の活動支援スペース、避難者の駐車場として利用する。</u>

第2節 地震に強いまちづくり



【資料編 緊急避難場所・避難所一覧】

第2 建築物の不燃化・耐震化等の推進

町内には、比較的揺れが大きくなると予想される低地部にも多くの住宅が分布しており、建物、宅地の耐震対策は重要である。また、避難所等、地震直後の拠点施設の耐震化・不燃化は、震災対策全体に果たす役割が大きく、特に重点的に推進する必要がある。

1. 建築物の耐震化等の推進

実施担当	各部、県
------	------

(1) 建築物の耐震化

1) 住宅、町有の特定建築物等

町は、阿見町耐震改修促進計画（令和3年4月修正）に基づき、町有の特定建築物の耐震化を推進するとともに、住宅、多数の者が利用する建築物、避難路沿道建築物、公共施設の耐震化を促進する。

また、地震ハザードマップ（平成23年作成）を住民に周知し、住宅等の耐震化を啓発する。

2) 不特定多数者利用施設等

不特定多数の者が利用する一定の建築物や避難路沿道建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

県は、当該建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

(2) 建築物の落下物対策の推進

1) 窓ガラス、看板、天井等の落下防止対策

県は、以下の対策を推進する。

- ① 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態調査を行う。
- ② 実態調査の結果、落下のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。
- ③ 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。
- ④ 体育館等の大空間の建築物の所有者又は管理者に対し、天井の落下防止の改修の啓発を行う。

2) ブロック塀（石塀等含む）の倒壊防止対策

町は、以下の対策を推進する。

- ① ブロック塀の安全点検、耐震性の確保についての広報紙等による啓発
- ② 通学路、避難路及び避難場所等を重点としたブロック塀等の倒壊危険箇所の把握
- ③ ブロック塀に対する生垣化等への転換の促進

(3) 応急危険度判定体制の充実

町は、大規模地震の発生時に建築物及び宅地の応急危険度判定を迅速に行うため、建築士等の資格を有する職員を災害直後に重要建築物の危険度を判定する職員として指名するほか、町内や周辺の危険度判定士との連絡・動員体制を整備する。また、災害対策拠点施設や避難場所・避難所については、緊急に危険度判定を行えるように配慮するものとする。

2. 建築物の不燃化の推進

実施担当	産業建設部、県
------	---------

(1) 防火・準防火地域の指定

県及び町は、建築物が密集し震災により多くの被害が生じるおそれのある地域において、防火地域及び準防火地域の指定区域について検討する。

(2) 屋根不燃化区域の指定

県は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法第22条の屋根不燃化区域について、必要に応じて指定拡大する。

(3) 建築物の防火の推進

県は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

3. 建築物の液状化対策の推進

実施担当	産業建設部、県
------	---------

町は、液状化ハザードマップを活用して町内の液状化発生傾向や住宅の液状化対策等を住民等に周知する。

県は、木造建築物について、必要に応じて建築基準法施行令第42条に基づく地盤が軟弱な区域を指定するほか、小規模建築物（階数が3以下）を対象に、液状化発生予測手法等を指導する。

その他、地盤に液状化の可能性がある場合、次の対策を指導する。

- (1) 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。
- (2) 締固め、置換、固結等有効な地盤改良を行う。
- (3) 基礎杭を用いる。

4. 文化財保護

実施担当	教育委員会
------	-------

町及び文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）等の設置を促進する。併せて、文化財の所在の明確化、見学者への防災標識等の設置を図る。

第3 土木施設の耐震化等の推進

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命をも担っている。このため、施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減策を講じることが重要である。

1. 道路施設の耐震化等の推進

実施担当	産業建設部、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路(株)
------	---------------------------

道路管理者は、管理する道路施設の耐震化等を推進する。

(1) 道路施設の耐震性の向上

- 1) 橋梁部について、落橋防止装置の設置、橋脚補強等を実施する。
- 2) 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路ネットワークの確保

- 1) 第1次緊急輸送道路については原則4車線で整備し、整備が困難な場合は、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、停車帯、路肩、歩道等の幅員を広げ、円滑な道路交通の確保に努める。また、第2次緊急輸送道路についても、同様の措置を講ずる。
- 2) 防災拠点間の連絡道路又は避難路の整備を推進する。
- 3) 防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- 4) 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を推進するとともに無電柱化を推進する。

【資料編 緊急輸送道路分布図】

2. 河川施設等の耐震化の推進

実施担当	産業建設部、霞ヶ浦河川事務所、竜ヶ崎工事事務所、県南農林事務所
------	---------------------------------

(1) 河川、砂防施設の耐震化等の推進

河川施設及び砂防施設の管理者は、河川、砂防施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上の検討を行い適切な対応策を実施する。

特に浸水等による二次災害の発生が想定される地区における水門、ひ門、ひ管などの河川構造物の対策を優先的に行う。

また、水文観測施設を適切に管理し、水防活動に必要な情報を的確かつ迅速に収集・配信し、出水時には的確かつ迅速に対処できる体制を確立する。

(2) ため池の耐震化の推進

町（産業建設部）は、受益者の協力のもとにため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池を防災重点農業用ため池として位置付け、耐震化を進める。県は、国庫補助制度を最大限に活用し、計画的に実施出来るよう支援する。

第4 ライフライン施設の耐震化の推進

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、耐震性を考慮した設計指針等に基づき、施設の耐震性の強化、代替性の確保、系統の多重化等の被害軽減策を講じて、万全を期する。

1. 電力施設の耐震化

実施担当	東京電力パワーグリッド(株)
------	----------------

電力供給施設に係る耐震化については、東京電力パワーグリッド株式会社の防災計画によるものとする。

2. 電話施設の耐震化

実施担当	NTT東日本(株)
------	-----------

災害が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。

(1) 電気通信設備等の耐災性向上対策

耐水、耐浪、耐風、耐雪、耐震、耐火構造化の推進等

(2) 電気通信システムの信頼性向上対策

- ①主要伝送路の多ルート化・ループ化（ループ分割等によるサービス影響の極小化等）
- ②主要中継交換機の分散設置
- ③通信ケーブル地中化の推進
- ④大都市におけるとう道（共同溝を含む）網の構築
- ⑤電気通信設備に対する予備電源の確保
- ⑥重要加入者の高信頼化（協議による2ルート化の推進等）
- ⑦社内システムの高信頼化等

(3) 重要通信の確保に向けた通信手段の確保対策

- ①重要通信に関するデータベースの整備（回線リスト等）
- ②災害時のトラヒックコントロール
- ③そ通状況の常時管理による通信リソースの効率的運用等

3. 都市ガス施設の耐震化

実施担当	東部ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)
------	-----------------------

県の地震被害想定結果や各方面の研究機関で解析が行われている地下埋設導管の地震時の被害に関する研究等を参考とし、ガスの漏えいによる二次災害の防止及びガスの安定供給を目的として耐震性の強化等の対策を実施する。

ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施するとともに、総合防災システムを確立することにより災害の防止に努める。

- (1) 地震の強さを知り、緊急時の判断材料とするため各事業所に地震計を設置する。
- (2) 導管材料として、耐震性に優れたポリエチレン管の使用を拡大する。
- (3) 導管網は、供給停止地区の極少化を図るため、事前にバルブ等により適切な規模の緊急措置ブロックに分割する。

第2節 地震に強いまちづくり

- (4) 整圧所等の緊急遮断装置及び緊急放散装置等の保安設備を整備・増強する。
- (5) 主要整圧器に感震器を設置し、地震の規模の把握と圧力情報等の遠隔監視化を推進する。
- (6) 通信施設の整備・増強を推進する。

4. 上水道施設の耐震化

実施担当	産業建設部
------	-------

水道事業者等（水道事業者及び用水供給事業者をいう。以下同じ。）は、水道施設の耐震化、液状化対策について目標を定め、計画的に事業を推進する。

(1) 配水池・貯水池の緊急補強又は更新

配水池等市街地に存する重要施設のうち耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため緊急に補強又は更新を図る。

(2) 老朽管の更新

老朽化した管、耐震性に劣る管路について速やかに更新を終えることを目標に整備を図る。

(3) 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

(4) 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を確保するため、浄水場間を結ぶ緊急連絡管や非常用発電設備を設置するなど緊急時に備えた施設整備を図る。

5. 下水道施設の耐震化

実施担当	産業建設部
------	-------

(1) 既存施設の耐震化

町は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・中継ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

1) 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。

2) 耐震補強工事

補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を実施する。

3) 耐震化の具体例

- ① 可とう性・伸縮性を有する継手の採用
- ② 地盤改良等による液状化対策の実施

(2) 新設施設の耐震対策

町は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震対策を講ずる。

第5 地盤災害防止対策の推進

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤特性や地形特性に応じた土地利用を行う必要がある。このため、町内の土地の性状を把握し、各種の防災施策に反映させていくことが有効である。

1. 地盤災害危険度の把握

実施担当	各部、県、防災関係機関
------	-------------

県は、地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる地盤情報を収集し、データベース化するとともに、これを広く公開する。

町及び防災関係機関は、データベースを公共工事等における液状化対策工法の必要性の判定などに活用していく。

また、町は、データベースを利用した地域の災害危険度調査、防災カルテや液状化マップ等の防災地図の作成等に努める。

2. 土地利用の適正化の誘導

実施担当	町民生活部、産業建設部、県
------	---------------

町は、都市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を住民等へ周知する。また、災害に弱い地区の土地利用については、安全性の確保の観点から土地利用の適正化を誘導する。

3. 斜面崩壊防止対策の推進

実施担当	町民生活部、産業建設部、県
------	---------------

(1) 防災工事の促進等

町は、土砂災害危険箇所について、県の急傾斜地崩壊対策事業による防災工事を推進する。

また、土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域については、県による特定開発行為や建築物の構造規制等を推進する。

(2) 斜面判定士等の受け入れ体制整備

町は、土砂災害の防止・軽減に貢献する専門家として制度化された砂防ボランティアや斜面判定士の派遣要請、受け入れ等の体制を整備する。

(3) 警戒避難体制の強化

町は、土砂災害の警戒情報等の伝達を円滑に行うため、同報系防災行政無線等を有効に活用し伝達体制を構築する。

なお、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域における警報等の伝達、避難等に関する事項は、本計画の風水害編に定める。

4. 造成地災害防止対策の推進

実施担当	産業建設部、県
------	---------

県は、造成地の災害防止のため、都市計画法及び建築基準法による開発許可、建築確認等の審査及び当該工事の施工に対する指導、監督を適切に行うほか、造成後は巡視等により違法な開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを行う。

町は大規模盛土造成地の位置や規模を示した阿見町大規模盛土造成地マップ（町ホームページ等で公開）を周知し、住民の防災意識を高める。

なお、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土については、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

第6 危険物等施設の安全確保

危険物等の貯蔵等については、各種法令の規制及び消防をはじめとする各機関の調査・指導が平常時より行われているが、地震時には各種ライフラインの途絶や液状化、長周期の揺れによるスロッシング現象等による災害が発生する可能性もある。このため、地震時の状況を想定して、各種安全装置の点検等、地震対策を強化していく必要がある。

1. 石油類危険施設の予防対策

実施担当	稲敷広域消防本部、県、危険物施設の管理者
------	----------------------

(1) 稲敷広域消防本部の措置

稲敷広域消防本部は、消防法及び関係法令に基づき、事業所への指導を強化する。また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの励行により、防災意識の高揚を図る。

1) 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。

既設タンクについては、常時沈下測定を行い、基礎修正及び各種試験による自主検査体制を確立するよう指導する。また、漏えいに備えた、各種安全装置の整備を推進する。

2) 保安確保の指導

危険物施設の位置・構造・設備の状況、貯蔵・取扱いの方法が、関係法令に適合しているか立入検査し、必要に応じて、事業者等に災害防止上必要な助言又は指導を行う。

3) 危険物取扱者に対する保安教育

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(2) 危険物施設管理者の措置

1) 施設の保全及び耐震化

消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努め、設置地盤の状況調査、耐震化に努める。

2) 自主防災体制の確立

消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするとともに、従業員等への保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

2. 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策

実施担当	稲敷広域消防本部、高圧ガス及び火薬類取扱施設管理者
------	---------------------------

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

稲敷広域消防本部は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の保安を確保するため、県が行う次の対策を推進する。

1) 防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス設備、液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化や地震時の

第2節 地震に強いまちづくり

行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

2) 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させる。それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化を促進するとともに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

3) 事業者間の相互応援体制の整備

高圧ガス又は液化石油ガスによる地震時の被害等の状況把握、災害の発生及び拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を図る。

4) 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

5) LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策

1) 製造所への対策

- ① 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。
- ② 定期自主検査の完全実施を指導する。

2) 火薬庫への対策

- ① 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。
- ② 定期自主検査の完全実施を指導する。

3) 点検及び通報

一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は速やかにその施設を点検し、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

3. 毒劇物取扱施設の予防対策

実施担当	県、毒劇物取扱施設の管理者
------	---------------

(1) 毒劇物多量取扱施設に対する指導の強化

県は、以下の対策を推進する。

1) 登録施設に対する指導

毒物及び劇物取締法による登録義務のある施設に対し、その登録申請時等に施設の耐震化等について理解を求めるほか、危害防止規定の整備を指導する。

2) 登録外施設に対する指導

上記登録施設以外の業務上取扱施設に対して、毒物又は劇物の取扱量を調査し、特に多量に取扱う施設に対し、防災体制の整備を指導する。

3) 毒劇物取扱施設の管理者に対する保安教育

毒劇物取扱施設の管理者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施し、管理者の資質の向上に努める。

(2) 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

毒劇物取扱施設の管理者は、次の措置を行う。

1) 毒物又は劇物による危害を防止するための危害防止規定の整備

- ① 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

第2節 地震に強いまちづくり

② 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

ア 毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱いの作業を行う者

イ 設備等の点検・保守を行う者

ウ 事故時における関係機関への通報を行う者

エ 事故時における応急措置を行う者

③ 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

④ ③に掲げる毒物又は劇物関連設備の整備又は補修に関する事項

⑤ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

⑥ ②に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

2) 防災訓練の実施

上記⑤に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう、定期的に防災訓練を実施する。

(3) 毒劇物多量取扱施設における設備の耐震化

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

4. 放射線使用施設の予防対策

実施担当	県、放射線使用施設の管理者
------	---------------

放射線使用施設の管理者は、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図る。

また県は、次の対策を推進する。

(1) 医療法第25条第1項に基づく医療監視

(2) 放射線使用施設（医療機関）に対する医療法施行規則「第4章 診療用放射線の防護」の規定遵守のための監視結果に基づく指導

(3) 施設管理者が空間放射線量の増加と空気中あるいは水中での放射能、化学薬品等による人的災害の防止のための措置実施の指導

第3節 地震被害軽減への備え

第1 緊急輸送への備え

地震時の消防、救助、救援、応急復旧等を円滑に行うには、緊急通行車両の調達と、その交通経路の確保のための道路啓開等を、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、緊急輸送道路の指定・整備、道路啓開資機材、及び緊急通行車両、船舶等の調達体制の整備が重要となる。

また、陸路・湖路・空路の有機的なネットワークを構築することにより、緊急輸送の円滑化を充実させることも有効である。

1. 緊急輸送路の指定・整備

実施担当	産業建設部、竜ヶ崎工事事務所、牛久警察署、県建設業協会竜ヶ崎支部、阿見町建設業組合
------	---

(1) 緊急輸送道路の指定・整備

町は、県指定の緊急輸送道路のほか、町内の災害対策拠点（災害対策本部、避難所、物資集積拠点、医療救護所、ヘリポート等）のネットワークを形成する災害時重要路線を選定し、災害時の通行支障箇所を把握する。

また、通行支障箇所については、施設の耐震化や崩壊等の対策の推進、代替路線の選定等を進める。

(2) 緊急輸送道路の資機材等の整備

各道路管理者及び警察は、建設業組合等と連携し、緊急輸送道路及び災害時重要路線を災害時に円滑に確保するため、対象路線の点検、啓開、通行制限、応急復旧等に必要な体制及び資機材等の整備を推進する。

2. ヘリポートの指定・整備等

実施担当	町民生活部
------	-------

(1) 臨時ヘリポートの指定・整備

町は、緊急輸送道路や防災拠点（災害対策本部、避難所、物資配送拠点、救護所等）の状況をふまえ、陸上輸送が困難な重症者や緊急物資等を円滑にヘリコプター輸送するための臨時ヘリポートを調査、選定し、当該施設の管理者と連携して、開設・運用に必要な資機材の整備等を推進する。

(2) 湖上輸送拠点の検討

町は災害時に陸上輸送が困難な場合の霞ヶ浦水上輸送について、輸送ルート、接岸拠点、必要な機能整備を検討する。

3. 緊急輸送体制の整備

実施担当	町民生活部、防災関係機関
------	--------------

(1) 輸送手段の確保

町及び各防災関係機関は、保有車両や災害時に確保可能な車両を継続的に管理し、緊急通行車両

第3節 地震被害軽減への備え

の事前届出を行う。また、災害時の車両の運用体制を整備する。

また、緊急輸送能力を確保するため、運送関係団体等との災害協定を協議し、車両、ヘリコプター、船舶及びそれらの従事者の確保体制を整備する。

【資料編 緊急通行車両等の様式】

(2) 災害応急対策車両の指定等

町及び防災関係機関等は、災害応急対策用の車両をあらかじめ指定し、その旨を指定車両に表示する災害時用ステッカーを備えておく。

第2 消火活動、救助・救急活動への備え

地震による延焼火災を防止、軽減するため、消防力の充実強化のほか、消防応援について具体化しておく必要がある。

また、大規模地震により消防機関の対応力を超える事態が発生した場合に備え、応援体制の強化や地域防災力の向上を図ることが重要である。

1. 出火予防

実施担当	稲敷広域消防本部、教育委員会、東部ガス㈱、東京ガスネットワーク㈱、化学薬品保管事業所等
------	---

(1) 一般火気器具からの出火の予防

1) コンロ、ストーブ等からの出火の予防

稲敷広域消防本部は、住民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともに火を消すこと、対震自動消火装置の設置とその定期的な点検、火気周辺に可燃物をおかないことなどを普及啓発する。

2) 電気器具からの出火の予防

稲敷広域消防本部は、住民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き、特に避難など長期に自宅を離れる場合には、ブレーカーを落とすことなどを普及啓発する。

3) マイコン式ガスメーターの普及

ガス事業者は、地震を感じた場合、自動的にガスの供給を遮断する機能を有するマイコン式ガスメーターの普及を行う。

(2) 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所、教育機関（教育委員会）、研究機関等は、地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行う。

また、稲敷広域消防本部はその旨を周知、指導する。

2. 消防力の強化

実施担当	稲敷広域消防本部、町民生活部
------	----------------

地震による火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するために、消防力を強化するとともに、消防車両・資機材の適正配備を行う。

(1) 消防水利の確保

町は、防火水槽の設置及び耐震化を促進するほか、河川、ため池、プール水の利用などの消防水利の多様化を図る。また、水道管敷設計画及び都市計画に基づく消防水利整備計画書を作成し、効果的な消火栓設置を行うとともに、消火栓の使用不能などに備えて防火水槽の設置や備えた管内の水利状況の把握に努める。

(2) 消防車両・資機材の充実

町は、消防団車両の経年劣化による消防力の低下に備え、年次計画に基づき車両の更新を行う。また、震災時の火災や停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線等の資機材を充実さ

第3節 地震被害軽減への備え

せることにより、地域消防力の強化を図る。

稲敷広域消防本部は、通常の消防力の強化に加え、震災時の活用が期待される水槽車等の整備を推進する。

また、停電による通信機能不能に備え、燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

(3) 消防団の育成・強化

町は、震災時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、処遇の改善、団員の教育訓練、青年層・女性層を始めとした入団促進等を総合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、震災時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

(4) 広域応援体制の整備

1) 消防応援

稲敷広域消防本部は、大規模震災時の相互応援に備え、広域消防応援協定の締結を推進するほか、他の消防本部との合同訓練を実施する。

また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体化し、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確にしておく。

2) 緊急消防援助隊の編成

稲敷広域消防本部は、県が行う緊急消防援助隊の編成に協力する。

(5) 非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

稲敷広域消防本部は、著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第86条の2及び3により、消防法第17条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

3. 救助力の強化

実施担当	稲敷広域消防本部、産業建設部、阿見町建設業組合
------	-------------------------

(1) 救助活動体制の強化

稲敷広域消防本部は、災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、特別救助隊の編成を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。

町（産業建設部）、稲敷広域消防本部は、建設業組合等への建設用機械・器具及び作業員の派遣要請、受け入れ体制について整備する。

(2) 救助隊員に対する教育訓練の実施

稲敷広域消防本部は、大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

4. 救急力の強化

実施担当	稲敷広域消防本部、保健福祉部、町民生活部、医療機関
------	---------------------------

(1) 救急活動体制の強化

第3節 地震被害軽減への備え

町（保健福祉部）、稲敷広域消防本部は、大規模地震によって大量に発生することが予想される傷病者に対し、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送体制を確立するため、次の対策を推進する。

- 1) 救急救命士の計画的な養成
- 2) 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- 3) 救急隊員の専任化の促進
- 4) 救急教育の早急かつ計画的な実施
- 5) 管内の医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）
- 6) 住民に対する応急手当の普及啓発

(2) 防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

町（町民生活部）、稲敷広域消防本部は、大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、ヘリコプター臨時離発着場の整備や関係機関との連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

(3) 集団救急事故対策

稲敷広域消防本部は、集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携により実施する。

5. 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

実施担当	町民生活部、稲敷広域消防本部、県、自主防災組織、住民、事業所
------	--------------------------------

(1) 初期消火力の向上

自主防災組織は、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(2) 救出・応急手当能力の向上

1) 救出資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに有効なジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの資機材について、備蓄や建築業者等からの調達体制を整備する。

また、県、町（町民生活部）は、これらの地域の取組を支援する。

2) 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。町はその指導助言にあたりるとともに、訓練上の安全の確保について十分配慮する。

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、稲敷広域消防本部は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

6. 被災者の健康管理体制の整備

実施担当	保健福祉部
------	-------

町は、災害時に被災者の健康ニーズを把握し、それに応じた保健活動を実施するため、「阿見町災害時保健活動マニュアル」を作成し、災害発生時に保健師等が一元的に活動できる体制を整備する。

第3 医療救護活動への備え

大地震により多数の建物倒壊が発生した場合には、医療施設やスタッフが被災する中で、クラッシュシンдрーム等の緊急医療を要する患者が多発するおそれがある。

このため、町及び医療関係機関は、大規模災害時にも医療機能を維持するよう、医療施設、資機材、医療救護体制の整備・強化を図る。

1. 医療救護施設の確保

実施担当	県、各病院
------	-------

県は、各病院におけるライフラインの停止を考慮した対策を促進する。また、各病院は以下の対策に努める。

- (1) 3日分程度の電力供給が可能な自家発電装置及び燃料タンクの整備
- (2) 自家用の井戸等の確保、受水槽（貯水槽）の耐震化、漏えい防止対策及び容量拡充

2. 医薬品等の確保

実施担当	保健福祉部、県、各医療関係団体
------	-----------------

町は、県と医療関係団体が進めている以下の対策を災害時に円滑に運用できるように、これらの機関と平時から連絡体制等を整備しておく。

(1) 医薬品の確保

県は、茨城県医薬品卸業組合との委託契約の締結により、想定される負傷者や被災者に当面必要な医療用医薬品等を流通備蓄により確保するとともに、緊急時における医薬品供給のための連絡体制について医療機関等へ周知する。

(2) 輸血用血液製剤の確保

県及び茨城県赤十字血液センターは、震災時に医療機関からの緊急な要請に対応できるよう輸血用血液製剤の確保に努め、連絡・協力体制を整備する。

また、医療機関に対して輸血用血液製剤の供給可能量を随時情報提供するとともに、状況に応じて、救急医療を優先した輸血用血液製剤の適正使用を依頼することを普及する。

(3) 医療用ガスの確保

県及び日本産業・医療ガス協会本部は、災害救助に必要な医療用ガスを円滑に確保するため、緊急時における連絡体制の整備に努める。

(4) 医療機器の確保

県は、茨城県医療機器販売業協会との協定により災害救助に必要な医療機器の確保を円滑に行えるように、緊急時における連絡体制の整備に努める。

3. 医療機関間情報網の整備

実施担当	各病院
------	-----

各病院は、電力・通信が寸断された場合でもEMIS（広域災害・救急医療情報システム）※1を運用できるよう、データ通信が可能な非常通信機器（衛星電話等）の整備に努める。

※1 広域災害・救急医療情報システム（EMIS:Emergency Medical Information System）：災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としたシステム。

4. 医療関係者に対する訓練等の実施

実施担当	県、保健福祉部、各病院
------	-------------

町は、国や県が進める以下の対策について、町内の病院においても必要に応じて実施、協力又は参加するよう促進する。

(1) 病院防災マニュアルの作成

各病院は、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、病院に患者を受け入れる場合の対応、医薬品・食料・水・物資・燃料等の備蓄及び確保等を定めた病院防災マニュアルの作成や災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。

また、これらの計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

(2) 防災訓練の実施

各病院は、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練に努める。また、実施にあたっては、夜間の発災を想定したり、地域の防災関係機関や住民が参加したりする等、実践的な訓練に努める。

また、医療関係団体は、病院、県、町が実施する防災訓練に積極的に参加する。

5. 医療関係団体との協力体制の強化

実施担当	保健福祉部、稲敷医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会
------	-----------------------------

町は、災害時における医師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体（医師会、歯科医師会、看護師会、薬剤師会等）との災害協定や医療関係機関の連絡協議会の設置等により、医療救護体制の整備を推進する。

また、県が災害時に設置する医療ボランティア窓口と連携できるよう、県医師会等との連携を整備する。

第4 被災者支援のための備え

大規模な災害時には、ライフラインの被害や流通機構の障害等により、飲料水、食料、生活必需品の供給が制限されるおそれがある。このため、地震被害想定等を参考に備蓄及び調達体制を整備するとともに、分散備蓄や家庭での備蓄等を普及することが重要である。

また、電気、水道、ガス等のライフラインの供給停止、災害発生時期、避難行動要支援者等を考慮して、調理不要の食料、暑さ・寒さ対策、トイレ対策、介助器具等の配備を検討することも重要である。

1. 食料、生活必需品等の供給体制の整備

実施担当	町民生活部、産業建設部
------	-------------

(1) 町の備え

町は、現物備蓄及び流通備蓄等により、罹災人口の3日分の食料等の備蓄に努める。その際、避難所内又はその近傍へ備蓄保管に努め、必要に応じて備蓄倉庫の整備を行う。

流通備蓄については、地域の生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパーその他販売業者等との物資調達に関する契約及び協定の締結等に努める。また、大規模災害時に流通在庫が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努める。

また、食料を調達できない場合を想定して、県や他市町村に円滑に要請できるように、関係機関との連絡・協力体制を整備する。

なお、備蓄・調達品目は、女性、乳幼児、高齢者や障害者等の避難行動要支援者、食物アレルギー対策、感染症対策等に配慮するものとする。

食料の備蓄目標量 = 1,400 人※ × 3 日 × 3 食 = 12,600 食
--

※：茨城県地震被害想定（茨城県南部地震）による避難所避難者数

(2) 住民等の備え

町は、家庭や事業所での備蓄を普及するため、以下の対策を促進する。

1) 住民及び行政区、自主防災組織等

住民及び地域組織では、災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶、行政庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、必要な食料、物資等を最低3日分、推奨1週間以上備蓄するとともに災害時に非常持出ができるよう努める。

2) 事業所等

災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資をおおむね3日分備蓄するよう努める。

2. 応急給水・応急復旧体制の整備

実施担当	産業建設部、町民生活部、教育委員会
------	-------------------

(1) 行動指針の作成

町（産業建設部）は、関係各部と連携して次の点を踏まえた災害対策の実施要領を検討するほか、水道施設の耐震化を推進する。

- 1) 緊急時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設及び道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所を含む。）、指揮命令者等との連絡に必要な手順等
- 2) 県及び他の都道府県域から支援者、厚生労働省、自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順
- 3) 外部の支援者に期待する役割とその受入れ体制
 - ① 集結場所、駐車場所、居留場所
 - ② 職員と支援者の役割分担と連絡手段
- 4) 住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等
 - ① 緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底
 - ② 地震規模に応じた断水時期のめど
 - ③ 住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法
- 5) 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項
 - ① 指揮命令系統の整った支援班の編成
 - ② 自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行

(2) 応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

町（産業建設部）は、地震により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、応急給水資機材（給水タンク車、給水タンク、浄水器、ポリ容器等）の備蓄・更新及び調達体制の整備に努める。

(3) 防災井戸等の整備

町は、各学校へ防災井戸を整備し、学校以外の避難所への整備についても、今後検討していく。また、井戸水等を飲用しなければならない場合に飲用の適否を調べるため、水質検査が行える体制整備を検討しておく。

3. 罹災証明交付体制の整備

実施担当	町民生活部、総務部、県
------	-------------

町は、県が行う茨城県被災者生活再建支援システムの操作、建物被害認定調査、被災者台帳を活用した被災者支援等の各種研修に担当職員を参加させ、罹災証明書の迅速な交付や適切な被災者支援体制を整備する。

第5 要配慮者安全確保のための備え

高齢者、障害者、妊婦、乳幼児、外国人など、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難である者（要配慮者）のうち、自ら避難することが困難なため、特に支援が必要な者を避難行動要支援者という。避難行動要支援者は、自力避難が困難なことや、救助の要請も困難なため被災する可能性が高いほか、障害等の状況に応じて支援内容が異なることから、十分な配慮が必要である。

このため、日常からその所在や状況を把握し、個々に支援方法を具体化することが重要であり、また、行政、福祉関係者、住民、自主防災組織等の協働体制が必要となる。

1. 社会福祉施設等の安全体制の確保

実施担当	町民生活部、保健福祉部、県、社会福祉施設等の管理者
------	---------------------------

(1) 防災組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導体制等を整備するとともに、地震防災応急計画を作成する。

また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

県及び町は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、また地震防災応急計画作成についての指導・助言を行う。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等、施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

県及び町は、福祉関係団体と避難行動要支援者の支援に係る協定の締結等を進めるとともに、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携について必要な助言を行う。

(3) 社会福祉施設等の耐震性の確保

社会福祉施設等の管理者は、震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努める。町はこれらを推進する。

(4) 防災資機材の整備、食料等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、非常用自家発電機等の防災資機材の整備、食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

県及び町は、福祉避難所となる社会福祉施設等に対し、防災資機材等の整備や食料等の備蓄を促進する。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的実施する。

県及び町は、社会福祉施設の管理者に対し、防災知識の普及、啓発を行うとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）等が参加する防災訓練を推進する。

2. 在宅避難行動要支援者の支援体制の確保

実施担当	町民生活部、保健福祉部、消防団、県、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、阿見町社会福祉協議会、介護サービス事業者
------	---

町、消防団、行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、介護サービス事業者等は相互に協力し、災害対策基本法、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月 内閣府）に基づき、避難行動要支援者の支援体制の整備を推進する。

なお、避難支援等の詳細は、「阿見町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に定める。

(1) 避難行動要支援者の状況把握

町（保健福祉部）は、町が保有する情報や民生委員・児童委員の活動等で把握した避難行動要支援者の情報を適切に整理・保管し、避難等の支援が必要な避難行動要支援者の所在等の把握に努める。

また、本人の同意を得た避難行動要支援者の情報については、個人情報保護に十分留意しつつ、自主防災組織、行政区、消防団、福祉関係者と避難支援等に必要な範囲で共有する。

(2) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

県及び町（保健福祉部）は、聴覚障害者等へのファクシミリなどの給付、障害者団体との連携に努める。

町（保健福祉部、町民生活部）は、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難情報等の伝達マニュアルの策定など情報伝達体制の整備に努める。

(3) 相互協力体制の整備

県及び町（保健福祉部）は、民生委員・児童委員を中心として、近隣住民、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチーム、ボランティア組織などと連携し、避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

また、町（保健福祉部）は、避難行動要支援者避難支援プラン個別計画の策定を推進するとともに、関係機関への避難行動要支援者名簿（氏名、生年月日、性別、居所、連絡先、避難支援が必要な理由等を記載したもので、災害対策基本法第49条の10による「避難行動要支援者名簿」に該当する。）の事前提供及び活用体制の整備を推進する。個別計画は、災害対策基本法第49条の14による個別避難計画として整備し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者（当該個別避難計画に氏名等が記載された避難支援等の実施者）が同意した場合は同法に基づいて避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供するとともに、情報漏えい防止など必要な措置を講じる。

(4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

県及び町（保健福祉部）は、近隣住民や自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチーム、ボランティア組織などの協力を得て避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、避難行動要支援者の防災行動マニュアルの策定など、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発に努める。

3. 要配慮者の避難所等における支援体制の確保

実施担当	町民生活部、保健福祉部、県
------	---------------

県及び町は、避難所等で福祉的支援を行う DWAT^{*1}が災害発生時に迅速な派遣及び受入れが可

第3節 地震被害軽減への備え

能となるよう、DWATに参加する福祉専門職、避難所運営の関係者に対する研修を推進する。

- ※1 災害派遣福祉チーム (DWAT: Disaster Welfare Assistance Team) : 福祉専門職で構成され、大規模災害時、避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害の防止のため、避難所で高齢者や障害者などの要配慮者に対する福祉支援を行うチーム。

4. 外国人に対する防災体制の充実

実施担当	町民生活部、県、県国際交流協会、町国際交流協会
------	-------------------------

(1) 外国人の所在の把握

町(町民生活部)は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施

県、県国際交流協会、町(町民生活部)及び町国際交流協会は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(3) 防災知識の普及・啓発

県、県国際交流協会、町(町民生活部)及び町国際交流協会は、日本語を理解できない外国人のため、外国語による防災に関するパンフレットを、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な機会を活用して配布し、防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 災害時マニュアルの携行促進

県、県国際交流協会、町(町民生活部)及び町国際交流協会は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。

(5) 外国人が安心して生活できる環境の整備

1) 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近にかつ気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、県、県国際交流協会、町(町民生活部)及び町国際交流協会は外国人相談窓口の充実を図る。

2) 外国人にやさしいまちづくりの促進

町は、避難場所等の案内板について外国語の併記や、外国人にわかるように配慮された「やさしい日本語」などの表現に努める。

県は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

3) 外国人への行政情報の提供

県、県国際交流協会、町(町民生活部)及び町国際交流協会は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット等の各種広報媒体を利用して外国語による情報提供を行う。

4) 外国人と日本人とのネットワークの形成

県、県国際交流協会、町(町民生活部)及び町国際交流協会は、外国人が地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会を開催するなど、日本人とのネットワークの形成に努める。

5) 語学ボランティアの支援

第3節 地震被害軽減への備え

県及び町（町民生活部）は、災害時の通訳や翻訳などにより外国人との円滑なコミュニケーションを支援する語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置する。

第6 燃料対策

災害により燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、県石油業協同組合等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両をあらかじめ指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、住民の生活の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る必要がある。

1. 防災拠点等の燃料確保体制の整備

実施担当	各部、県石油業協同組合、県高圧ガス保安協会
------	-----------------------

町（町民生活部、総務部）は、災害対策拠点施設や災害対策用車両の燃料調達が困難な場合に備え、本庁舎等への燃料備蓄を推進するほか、県石油業協同組合土浦支部、県高圧ガス保安協会江戸崎支部等から災害時の燃料供給を円滑に受けられるよう、施設への燃料供給や車両への優先給油の方法等を確認しておく。

防災拠点（第2節 第1「3. 防災拠点の整備」（地震-11）参照）の管理者は、災害による停電等の場合にも3日間程度の電力を維持できるように、自家発電設備の整備や燃料の確保に努める。

2. 災害応急対策車両の燃料確保体制の整備

実施担当	町民生活部、総務部、県石油業協同組合、防災関係機関
------	---------------------------

(1) 優先給油所の指定等

町は、あらかじめ県石油業協同組合土浦支部と協定を締結するなど、災害応急対策に必要な車両に専用又は優先して給油を受ける給油所の指定を推進する。

県石油業協同組合は、給油所の耐震化に努めるとともに、災害発生時における情報連絡体制を確立し、県及び町との情報共有を図る。

県及び町から指定された給油所は、県及び町と協力して災害時の指定給油所であることを明示し、災害時に混乱が生じないようにする。

(2) 応急対策用車両の備え等

災害応急対策用車両（第1「3. 緊急輸送体制の整備」（地震-24）参照）の管理者は、平時から燃料を一定以上給油しておく。

町及び防災関係機関等は、災害時に応援車両等への「災害時緊急給油票」の発行や優先給油を円滑に行えるよう、実施方法や体制を整備しておく。

3. 平時の備え

実施担当	町民生活部、総務部、県、住民、事業所
------	--------------------

(1) 指定施設・車両等の報告

防災拠点及び災害応急対策車両の管理者は、指定の施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

(2) 住民等への啓発

県及び町は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害に備えた普及啓発を

第3節 地震被害軽減への備え

行う。

住民及び事業所は、日常生活や事業活動において必要不可欠な車両について、燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛ける。

第4節 防災教育・訓練

第1 防災教育

地震による被害を最小限にとどめるには、住民一人一人が日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合う意識と行動が必要である。

また、防災関係機関の職員は、住民の先頭に立って対策を推進し、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育・研修に努め、地域防災力の向上を図ることが重要である。

1. 一般住民向けの防災教育

実施担当	町民生活部、県、防災関係機関
------	----------------

(1) 普及啓発すべき内容

県、町及び防災関係機関は、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、住民に対し、ハザードマップや災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

1) 「自助」「共助」の推進

- ① 最低3日間、推奨1週間分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄
- ② 家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- ③ 避難行動をあらかじめ認識するための取組
- ④ 災害時の家族内の連絡体制の確保
- ⑤ 地域で実施する防災訓練への積極的参加
- ⑥ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- ⑦ 「茨城県地震被害想定」に係る被害状況等
- ⑧ 適切な避難行動
- ⑨ 避難場所・避難経路の確認
- ⑩ 被災状況の記録

2) 緊急地震速報

地震による大きな揺れの到達に先立って気象庁から発表される「緊急地震速報」について、水戸地方気象台による講習会等を推進し、情報の特性、発表時に利用者がとるべき行動等について周知を図る。

○ 緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

第4節 防災教育・訓練

3) 地震保険の活用

県及び町等は、災害時の被災者の生活安定に寄与する地震保険制度の普及を促進する。

4) 防災関連設備等の準備

非常用持出袋、消火器等消火資機材、住宅用火災警報器、その他防災関連設備等の準備を促進する。

(2) 普及啓発手段

1) 広報誌、パンフレットの配布

県、町及び防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く住民に配布することにより災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

2) 講習会等の開催

県、町及び防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

3) その他

① テレビ・ラジオ局、CATV局の番組、文字放送の活用

② インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）の活用

③ 地震体験車等の教育設備の活用 ほか

2. 児童生徒等に対する防災教育

実施担当	教育委員会、県
------	---------

(1) 児童生徒等に対する防災教育

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）では、各学校で策定した学校安全計画に従って、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

教育内容は、地理的要件など地域の実情に応じ、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定するほか、災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点を取り入れる。

また、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）による危険を理解するため、避難訓練等を通して必要な知識の習得に努める。

その他、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める。

(2) 教員等の防災教育

指導のための手引書等の作成・配布、心肺蘇生法等の指導者研修会等により、教員等の指導レベルの向上を図る。

3. 防災対策要員に対する防災教育

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

応急対策を実施する防災対策要員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、県、町及び防災関係機関は、以下の防災教育・研修に努める。

第4節 防災教育・訓練

(1) 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事するすべての防災対策要員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から住民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

(2) 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらうなどの体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

第2 防災訓練

災害時に迅速かつ適確に行動するには、日常の訓練が必要である。このため、関係機関相互の連携のもと、災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するよう努める。

1. 総合防災訓練

実施担当	各部、防災関係機関、住民、事業所
------	------------------

(1) 訓練種目

県及び町は、多くの防災関係機関が参加する総合的な防災訓練を企画し、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者を含めた、できるだけ多くの地域住民への参加を呼びかけるとともに、警察や消防などの防災関係機関と協力し、実施する。

訓練にあたっては、展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を設けるよう努める。

警察署は、防災訓練を効果的に実施するため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限する。

総合防災訓練の主な項目

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1) 災害対策本部の設置・運営 | 2) 交通規制及び交通整理 |
| 3) 避難準備、避難誘導、避難所の設置・運営 | 4) 救出・救助、救護・応急医療 |
| 5) ライフライン復旧 | 6) 各種火災消火 |
| 7) 道路復旧、障害物排除 | 8) 緊急物資輸送 |
| 9) 無線による被害情報収集伝達 | 10) 避難行動要支援者の支援（避難支援等） |
| 11) 応急給水活動 | |

2. 個別防災訓練

実施担当	各部、防災関係機関
------	-----------

(1) 避難訓練

町は、警察及び関係機関等と連携し、また、自主防災組織、事業者、避難行動要支援者等の参加を促進し、避難指示等の伝達、誘導等を円滑に行うための訓練を随時実施する。

また、幼児、児童、傷病者、身体障害者及び高齢者等の施設利用者の安全を確保するため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

(2) 非常参集訓練

各防災関係機関は、非常参集訓練を行うほか、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練に努め、災害時の即応体制を強化する。

(3) 通信訓練

県及び町は、地震を想定した被害状況の把握及び伝達を迅速かつ適切に行えるよう、非常用電源設備等を活用し、定期的な通信訓練に努める。

また、有線及び県防災行政無線等が使用不能となった場合に備え、関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加する。

3. 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

実施担当	稲敷広域消防本部、防災関係機関、自主防災組織、住民、事業所
------	-------------------------------

(1) 事業所（防火管理者）

学校、病院、工場、事務所及びその他消防法で定める防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的に実施する。

また、地域の一員として、町などが行う防災訓練に積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、稲敷広域消防本部等の指導のもと、地域の事業所と協調して年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

なお、訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等安全確保訓練等を主とする。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連機関と連携して自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 住民等

県、町及び防災関係機関は、防災訓練に際して、広く避難行動要支援者も含めた住民の参加を求め、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

住民は、各種防災訓練への参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等を継続的に実施するよう努める。

第3 災害に関する調査等

地震による被害は、直接的な被害のほか、ストレス障害、エコノミー症候群等様々であり、近年も新たな問題が発生している。このため、過去の災害における災害対策の教訓や有効事例等を把握し、阿見町の地域特性に照らして必要な災害対策を検討する必要がある。

また、過去の災害事例や最新の災害研究の成果等を活用して、阿見町に起こりうる大震災の様相をよりの確に予測し、効果的な災害対策の検討を推進することも重要である。

実施担当	町民生活部、防災関係機関
------	--------------

(1) 基礎調査

県、町及び防災関係機関は、地域の自然条件、社会条件、災害履歴、災害に関する観測データ、調査及び研究結果等を収集、整理し、共有する。

また、過去の事例や教訓による災害の原因、被害の抑制手法等の収集、整理し、防災・減災対策に活用する。

(2) 防災アセスメント

県、町、防災関係機関は相互に協力し、基礎的調査研究の成果等をふまえて地域の危険度評価等を行い、災害対策の検討や住民への普及啓発資料として活用する。

(3) 災害教訓の伝承

国、県、町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

県、町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発するほか、住民が災害教訓を伝承する取組の支援に努める。

【地震災害編】

第 2 章 災害応急対策計画

(注) 対策項目の冒頭に記載の《大規模地震発生時の町の方針・目標》において、◎又は○で示す記号は以下の意味を有する。

◎：被災者への対応に関する方針・目標

○：行政内部の活動に関する方針・目標

第1節 初動体制

第1 町職員の動員・配備

町及び各防災関係機関は、町域に地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。このため、地震発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務にあたるものとする。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

- 各班の職員の参集・動員状況を速やかに把握・確認する。（1時間単位）
- 勤務ローテーションの基本方針を速やかに決定する。（3日以内）

実施担当	各班
------	----

地震が発生したとき、又は地震による被害が発生するおそれがあるときは、次の基準による警戒配備体制又は非常配備体制をとる。

地震時の非常配備基準

種別	判断基準	配備職員	設置本部
警戒配備体制	○町内で震度4を観測したとき（※） ○茨城県南部で長周期地震動階級3以上を観測したとき ○北海道三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき ○その他、町民生活部長が必要と認めたとき	・町長、副町長、教育長、各部長・次長 ・各部長が指名する職員 ・防災危機管理課の職員	警戒本部
第1非常配備体制	○町内で震度5弱を観測したとき（※） ○町内で局地的災害が発生したとき ○その他、町長が必要と認めたとき	（警戒配備体制に加え） ・課長等 ・各課長等が指名する職員	警戒本部
第2非常配備体制	○町内で震度5強を観測したとき（※） ○町内で複数地域において災害が発生したとき ○その他、町長が必要と認めたとき	（第1非常配備体制に加え） ・係長以上 ・各課長等が指名する職員 ・避難所直行職員は各避難所へ直行する	災害対策本部
第3非常配備体制	○震度6弱以上を観測したとき（※） ○町内全域にわたり大規模な災害が発生したとき ○その他、町長が必要と認めたとき	・全職員	災害対策本部

（※）震度による場合は、自動配備とする。

第1節 初動体制

(1) 配備体制の決定

震度による自動配備以外の判断基準による場合は、以下の要領で配備体制を決定する。

1) 警戒配備体制

防災危機管理課長からの状況報告等をふまえて、町民生活部長が判断する。

2) 非常配備体制（第1～第3）

町民生活部長又は防災危機管理課長からの状況報告等をふまえて、町長が非常配備を判断する。

ただし、町長が不在等の場合は、①副町長、②教育長、③町民生活部長の順に代決する。

(2) 動員、参集

1) 勤務時間内

勤務時間内は、防災危機管理課長（本部班）から、庁内放送及び各課への連絡等を通じて各職員に周知する。

2) 勤務時間外

勤務時間外の地震の場合は、町内の発表震度に応じた自動参集とする。また、震度の発表がない場合、職員は体感した揺れや情報収集により町内の震度を推定して判断する。

町長の判断による場合は、動員、待機等の連絡を携帯電話等で行う。

(3) 参集場所

参集場所は、通常の勤務場所とするが、震度5強以上の場合、次の職員は、あらかじめ指定した場所に参集するものとする。

1) 「避難所直行職員」あらかじめ指名された職員

2) その他、勤務場所と異なる参集場所を所属長があらかじめ指名する職員

【資料編 阿見町災害対策本部分掌事務及び初動対応項目
(着手までに多少の猶予が見込まれる業務)】

(4) 参集時の留意事項

1) 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの町施設に参集し各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集できない場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属長又は最寄りの町施設の責任者等へ連絡する。

2) 作業服又は作業に適する服装を着用し、特に指示があった場合を除き、身分証明書、携帯電話、食料、飲料水、ラジオ、懐中電灯等を携行とする。

3) 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

(5) 参集報告

各課は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、所属部長又は本部連絡員を通じて、総務課長（総務・受援班長）に報告する。

総務課長（総務・受援班長）は、所定の様式により職員の参集状況をとりまとめ、総務部長を通じて、町長（本部長）に報告する。

報告の時期は、町長（本部長）が特に指示した場合を除き、当日は1時間ごととする。

【資料編 参集報告様式】

(6) 職員の服務

職員は、配備、参集及び災害対策活動にあたって、以下の事項を遵守する。

1) 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。

2) 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。

第1節 初動体制

- 3) 不急の行事、会議、出張等中止する。
- 4) 正規の勤務時間が終了しても所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
- 5) 現場に出動するときは、ベストと名札を着用する。
- 6) 自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

(7) 職員の配置

1) 事前準備

各課長は、配備レベルごとに動員する職員及び担当業務を人事異動の度に修正しておく。

災害時の対応職員が不足すると見込まれる業務については、平常時より職員の配置の調整を行うものとする。

2) 災害時の部内の配置調整

部長は、部内の職員の参集状況等を考慮して、被害状況や所管業務のニーズを考慮し、部内各班の職員の配置を調整し、総務課長（総務・受援班長）に報告する。

3) 災害時の部門間の配置調整

部長は、他の部から職員の応援を求める場合、本部長に職員の臨時シフトを要請する。

- ① 本部班は、部長からの職員増員要請情報、被害状況及び各種災害対策のニーズ、職員の参集・配備情報をふまえて、シフト候補職員を選定し、本部会議に提示する。
- ② 本部長及び関係部長等は、シフト候補職員を協議し、本部会議で決定する。
- ③ 関係部長及び班長は、シフトが決定した対象の職員に通知し、業務の引き継ぎを指示する。

第2 災害対策（警戒）本部の設置・運営

町及びその他の防災関係機関は、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

このため、町及びその他の防災関係機関は、災害対策の中核機関としてそれぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

- 地震発生後、直ちに本部設置予定場所の現状を確認し、本部設置場所を判断する。
- 地震発生後3時間以内に庁舎の損傷箇所の把握、6時間以内に自家発電機の燃料調達を開始する。
- 地震発生後24時間以内に庁舎内のパソコン等の損傷を確認し、また、3日以内に出先機関のネットワーク機器・パソコン等の損傷を確認し、復旧に着手する。

1. 阿見町警戒本部の設置等

実施担当	本部班
------	-----

(1) 設置・廃止の判断、通知等

震度による自動設置以外の判断基準による場合は、以下の要領で判断する。

- 1) 防災危機管理課長からの状況報告等をふまえて、町民生活部長が設置又は廃止を判断する。
- 2) 各部長は、災害対策本部設置の必要があると認めたときは、町民生活部長を通じて町長に打診する。

阿見町警戒本部（地震災害）の設置、廃止基準

設置基準	① 町域で震度4、震度5弱を観測したとき【自動設置】 ② その他、町民生活部長が必要と認めたとき
廃止基準	災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと町民生活部長が認めたとき

(2) 設置・廃止の通知

本部を設置又は廃止した場合、町（本部班）は、県知事、阿見町防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに、住民に広報する。

(3) 警戒本部室の設置

警戒本部室は、防災危機管理課に設置する。

第 1 節 初動体制

(4) 本部の組織

本部員、部及び班等を組織する。



(5) 本部員会議

災害対策の基本方針及び重要事項等の決定、総合調整等を行うため、本部長は必要に応じ、本部員会議を開催する。本部員会議は、本部長、副本部長、本部付で構成し、本部長が議長をつとめる。

また、本部事務局は、本部員への連絡、会議の庶務等を行う。

(6) 対応内容

被害の情報収集を行い、各部課の機能を持って、災害の発生の恐れがある場合の準備的対応や災害発生時の災害応急対策を実施する。また、被害状況に応じて、災害対策本部への移行の必要性を判断する。

第 1 節 初動体制

2. 阿見町災害対策本部の設置等

実施担当	各班、防災関係機関
------	-----------

(1) 設置・廃止の判断、通知等

震度による自動設置以外の判断基準による場合は、以下の要領で判断する。

- 1) 町民生活部長又は防災危機管理課長からの状況報告等をふまえて、町長が設置又は廃止を判断する。

ただし、町長が不在等の場合は、副町長→教育長→町民生活部長の順に代決する。

- 2) 部長は、災害対策本部設置の必要があると認めたときは、町民生活部長を通じて町長に打診する。

阿見町災害対策本部（地震災害）の設置、廃止基準

設置基準	③ 町域で震度 5 強以上を観測したとき【自動設置】 ④ その他、町長が必要と認めたとき
廃止基準	災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと町長（本部長）が認めたとき

(2) 設置・廃止の通知

本部を設置又は廃止した場合、町（本部班）は、県知事、阿見町防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに、住民に広報する。

また、設置の通知の際は、必要に応じて防災関係機関に本部連絡員の派遣を要請する。

(3) 災害対策本部室等の設置

本部室は本庁舎に設置するが、被災等で使用できない場合は、①水道事務所、②中央公民館、③その他の施設の順に代替施設を確保する。

阿見町災害対策本部諸室の設置候補室

本 部 員 会 議 室	本庁舎 301 会議室
本 部 事 務 局 室	本庁舎 305・306 議室
外 部 連 絡 員 待 機 室	本庁舎 302 会議室
プ レ ス セ ン タ ー	本庁舎 2 階打合せコーナー

第 1 節 初動体制

(4) 災害対策本部の組織

阿見町災害対策本部条例及び同規程に基づいて、本部員、部及び班等を組織する。
各防災関係機関は、本部長等への助言や連携のため、本部連絡員の派遣に努める。



阿見町災害対策本部の組織構成等

第1節 初動体制

(5) 本部員会議

災害対策の基本方針及び重要事項等の決定、総合調整等を行うため、本部長は随時本部員会議を開催する。本部員会議は、本部長、副本部長、本部付で構成し、本部長が議長をつとめる。

また、本部事務局は、本部員への連絡、会議の庶務等を行う。

(6) 災害対策本部の標識等

本部長、副本部長、現地本部長、本部付、部(局)長、班長、本部連絡員及び各班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用するものとする。

防災危機管理課長(本部班長)は、本部設置施設の正面玄関等に「阿見町災害対策本部」の標識板等を掲げ、あわせて避難所、救護所等の設置場所を明示する。

(7) 情報連絡系統

災害対策本部内の情報伝達は以下の系統で行い、緊急の場合を除いて所定の様式をもって行う。



【資料編 阿見町災害対策本部の情報伝達様式】

(8) 現地災害対策本部

本部長は、現場付近で総合的な応急対策の指揮をとる必要があると認めるときは、現地災害対策本部(以下「現地本部」という)をおく。

現地本部長は副本部長又は本部付から指名し、現地本部職員は本部会議で選出する。

(9) 国の現地対策本部との連携

国の非常(緊急)災害現地対策本部が設置された場合は、連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する

【資料編 阿見町災害対策本部条例】

第2節 情報の収集・伝達

第1 情報連絡体制の確保

地震災害発生直後から速やかに応急対策に着手するため、被害の状況を的確に把握する体制を確保する。特に、被害が甚大な地域では、無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合も発生すると考えられるため、各関係機関との間の協力を密にして設備を確保し、優先度の高い情報から伝達することが重要である。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

- 地震発生から1時間以内に情報収集体制を確立し、各部の本部連絡員から情報を収集する。
- 対策の優先度を考慮して各部署に防災無線機を配備する。

1. 通信手段の確保

実施担当	各班、各防災関係機関
------	------------

地震発生後、直ちに各種通信手段の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。

＜町内の主な通信手段＞

- (1) 茨城県防災情報ネットワークシステム（町～県～他市町村・稲敷広域消防本部、指定公共機関等）
- (2) 消防団無線（町庁舎～稲敷広域消防本部～消防署～消防車両、消防団車両等）
- (3) 阿見町移動系防災行政無線（町庁舎、水道事務所～町有車両等）
- (4) 災害時優先電話（町庁舎～関係機関等）
- (5) 携帯電話（各所～各所）

2. 代替通信機能の確保

実施担当	各班、各防災関係機関
------	------------

町専用の通信手段が使用不能となった場合は、総務省に代替通信手段の確保を依頼するほか次の通信手段を利用する。

(1) 非常通信協議会の活用

電波法第52条に基づき、関東地方非常通信協議会に加入する機関（消防、警察、鉄道事業者、電力会社等）の無線設備を利用する。

(2) その他の無線局等の活用

その他、タクシー事業者や運輸事業社等の業務用移動無線（MC A無線）、職員や町内のアマチュア無線愛好家等を把握し、災害時の連絡・活動体制の整備に努める。

また、X（旧ツイッター）等のソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用にも努める。

第2節 情報の収集・伝達

3. 連絡窓口等

実施担当	情報班、各防災関係機関
------	-------------

防災関係機関は、連絡責任者を指名し、連絡窓口を管理する。

また、連絡責任者は、通信手段ごとの通信従事者を指名し、町本部（情報班）に報告する。

第2 災害情報の収集・伝達・報告

応急対策を迅速、的確に実施するには、地震情報、被害情報、措置情報等を防災関係機関相互で迅速に共有する必要がある。このため、被災地から発信できない情報を自ら取りに行き、収集した情報を速やかに処理、共有することによって、被害の全体像を把握する。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

- 地震発生直後に通信の可否を確認し、受信した情報を直ちに町本部、町民等へ伝達する。
- 地震発生から1時間以内に調査本部を立ち上げ、速やかに現地調査員を現場に派遣する。
- ◎地震発生から1時間以内に通報受信体制を確立し、町民等からの通報を受け付ける。

1. 地震情報の収集・伝達

実施担当	本部班、各防災関係機関
------	-------------

町（本部班）は、町内の地震計や茨城県震度情報ネットワークシステム等で、各種地震情報を確認し、本部長及び必要に応じて住民等に報告する。

水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、関係機関相互に協力して地震情報の収集・伝達を行う。

気象庁の地震情報の種類

種 類	発 表 基 準	内 容
震 度 速 報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（阿見町は「茨城県南部」）と地震の揺れの発生時刻を速報
震 源 に 関する情報	震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度 に 関 する 情 報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度 に 関 する 情 報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
そ の 他 の 情 報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等
推 計 震 度 分 布 図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

第2節 情報の収集・伝達

長期地震動に関する観測情報	震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
---------------	-------	---

2. 被害情報の収集・調査・報告

実施担当	各班、防災関係機関
------	-----------

(1) 通報等の受信

1) 通報等の受信

町（情報班）は、住民等からの通報受信体制を速やかに確立し、通報内容の記録、対応機関への伝達を行う。

2) 異常事象発見時の措置（災害対策基本法第54条）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報し、また、通報を受けた町長は、直ちに水戸地方気象台、県、その他の機関に通報する。

町及び県は、水戸地方気象台と協力して予想される事態等を判断し、警戒及び避難等を要する場合は、速やかに警報等の伝達及び避難指示等を行う。

(2) 被害状況調査

震度5強以上の地震が発生した場合、町及び各防災関係機関は、所管施設・地域等の被害状況を把握し、町本部に報告する。

1) 所管施設の点検等

町（各班）及び防災関係機関は、所管施設の被害の有無、使用可否等を点検する。

2) 各地区の被害状況調査

町（調査班）は、現地調査員を町内各地区に派遣し、地区ごとの被害の有無・規模及び人命救助等に必要事項を直ちに情報収集して情報班に報告する。また、必要に応じて各行政区に被害情報の収集を依頼する。

＜地震直後に把握すべき主な事項＞

- ① 火災（出火地点、延焼方向・範囲）
- ② 建物の被害（倒壊、全壊等の発生箇所）
- ③ 人的被害（死者、重症者、行方不明者、生き埋め者等の発生地区）
- ④ 避難状況、孤立地区の発生状況
- ⑤ 土砂災害（斜面の異常、がけ崩れ等の発生箇所）
- ⑥ 湖岸、河川災害（堤防、護岸等の損壊箇所、浸水範囲）
- ⑦ 道路の被害・機能障害（橋梁・トンネル・盛土等の被害、倒壊・落下物・がけ崩れ等による道路閉塞、渋滞等の発生箇所）
- ⑧ ライフラインの被害・機能障害（ガス漏れ、水道管の破裂箇所等）
- ⑨ 公共交通機関の運行状況、帰宅困難者の発生状況
- ⑩ 重要施設（庁舎、消防署、学校、病院、指定避難所等）、危険物施設等の被害
- ⑪ その他重大な被害

第2節 情報の収集・伝達

3) 報告・要請等

町（各班）及び各防災関係機関は、緊急の対策を要する情報（死者・重傷者の発生、河川の決壊等）を確認した場合は直ちに、その他の情報は随時、町本部（情報班）に報告する。

なお、重要情報（死者・重傷者の発生、堤防の決壊、避難指示、警戒区域の設定、交通規制等）は、スマートフォン等を活用して映像等での報告に努める。

地上での確認が困難な場合は、町（本部班）は、ヘリコプターによる空中偵察等を県に要請する。

(3) 被害調査

1) 所管施設等の調査

災害の危険が解消した段階で、町（各班）及び防災関係機関は、所管施設等の被害調査を行い、調査結果を町本部（情報班）に報告する。

【資料編 被害認定基準】

2) 住家被害認定調査及び罹災証明

調査班及び稲敷広域消防本部は、住家被害認定調査及び火災調査の実施体制を早期に確立し、罹災台帳の作成及び住家を対象とした罹災証明書（火災含む）の発行を行う。また、調査班は被災者生活再建支援システムを活用する。

調査は、状況に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど適切な手法により実施する。

① 協力要請等

調査要員が不足する場合はまた、県への住家被害認定の専門家等の派遣要請、建築士等への協力要請を行う。

また、行政区等へ地区内の被害状況の説明や地理案内等、住家被害認定調査への協力を依頼する。

② 再調査

調査者は被災者に対して、罹災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった住家について、再調査を申し出ることができる旨の説明を行う。

申し出のあった被災者の当該住家について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じて罹災台帳を修正し、罹災証明書を発行する。

なお、判定が困難な場合等は、必要に応じて建築士、不動産鑑定士、有識者等からなる判定委員会を設置し、判定委員会の意見をふまえて判定する。

③ 罹災証明の広報

罹災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、災害相談総合窓口等に罹災証明の相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者に周知する。

必要に応じて、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、民間の損害保険調査等との違いについて説明する。

【資料編 罹災証明書】

3) 住家以外の証明

上記に掲げる住家の損壊及び火災以外の住家の付帯物及び家財並びに非住家等の被害証明は、原則として行わないものとし、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「被災証明書」を必要に応じて発行する。

この場合、本部長は被災証明書を発行する班を指定し、指示された班は災害相談窓口等において申請の受付、証明書の発行等を速やかに行うよう努める。

【資料編 被災証明書】

第2節 情報の収集・伝達

3. 情報のとりまとめ

実施担当	各班、防災関係機関
------	-----------

町（各班）及び各防災関係機関は、収集・調査した情報を以下のようにとりまとめ、町（情報班）及び必要に応じて茨城県被害情報等報告要領に基づいて県の主管部等へ、それぞれ伝達する。

種類	主な情報項目
被害情報	(1) 参集途上等に収集した被害状況 (2) 所管施設等の被害状況 ・ 来所者、入所者、職員等の安否 ・ 施設、設備、資機材の被害、機能障害及び災害対策上の使用の可否 (3) 災害対策に従事中の事故等 (4) その他、各々が担当する調査項目の被害状況
措置情報	(1) 被害に対する応急対策の状況 (2) 活動体制（参集者、勤務状況） (3) 協力団体・事業所等の対応能力及び応援要請
要請情報	(1) 建物、斜面等の応急危険度判定 (2) 職員、ボランティアの派遣 (3) 応急対策用施設、設備、用地、資機材、車両等の確保、調達 (4) 広報

なお、被害状況の第一報は災害発生から 30 分以内に行い、その後も当日は 1 時間ごとに定時報告する。2 日目以後は、毎日定時に報告する。

ただし、緊急情報、本部への要請事項等については、その緊急度に応じて適宜報告する。

緊急の場合を除いて、文書（ファックス又はメール）で伝達し、可能な限り図や画像の情報（地図、絵、写真等）を添付する。

4. 茨城県等への報告

実施担当	本部班、稲敷広域消防本部
------	--------------

(1) 報告事項

町（本部班）及び稲敷広域消防本部は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合、「茨城県被害情報等報告要領」及び「火災・災害等即報要領（[令和7年4月21日付消防応第44号](#)）」に基づき、県災害対策本部、その他必要とする機関に対して状況を報告する。

＜県に報告すべき事態＞

- 1) 町災害対策本部を設置したとき
- 2) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき（⇒第6節「1. 救助法の適用申請」（地震-105 参照）
- 3) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
- 4) 町内で震度4以上を観測したとき
- 5) 報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いとき

(2) 報告先等

覚知後 30 分以内に第一報を、県災害情報共有システム等を利用して報告し、以後判明したものを随時県に報告する。

第2節 情報の収集・伝達

- 1) 被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。
- 2) 災害規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。
- 3) 県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告し、報告後速やかにその内容について県に連絡する。
- 4) 119番通報が殺到しているときや、町内で震度5強以上を観測したときは、直ちに県及び国（消防庁）に報告する。
- 5) 確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行う。
- 6) 行方不明者の数については搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は住民登録の有無にかかわらず、町内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合は、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じて外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。
- 7) 震度6弱以上の地震等大規模災害で被災した場合は、原則として発災後12時間以内に、次の3点を市町村行政機能チェックリストにより県に報告する。
 - ① トップマネジメントは機能しているか
 - ② 人的体制（マンパワー）は充足しているか
 - ③ 物的環境（庁舎施設等）は整っているか

【資料編 県等への即報様式】

5. 被災者台帳の作成

実施担当	町民班
------	-----

被災者台帳の作成、運用は、被災者生活再建支援システムを活用する。

(1) 被災者台帳の作成

町（町民班）は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、罹災台帳及び災害救助法に基づく各種報告書等を活用して以下の被災者情報を記録した台帳を作成する（災害対策基本法第90条の3）。

- | | | | |
|--|------------|-------|-----------|
| 1) 氏名 | 2) 生年月日 | 3) 性別 | 4) 住所又は居所 |
| 5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 | 6) 援護の実施状況 | | |
| 7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 | | | |
| 8) その他（連絡先、世帯構成、罹災証明の交付状況等、同法施行規則に定める事項） | | | |

町長（本部長）は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

(2) 被災者台帳の利用

町長（本部長）は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する（災害対策基本法第90条の4）。

第2節 情報の収集・伝達

- 1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- 2) 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- 3) 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、同法施行規則に基づいて不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。

第3 災害広報

流言飛語等による社会的混乱を防止し、住民等の適切な行動を助けるため、正確な情報を速やかに公表、伝達する必要がある。また、避難行動要支援者等に配慮し、的確な手段で情報を伝達する必要がある。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

◎ラジオ・テレビ・新聞等の報道機関と連携し、町内外に情報を発信する。

1. 広報体制の確立

実施担当	本部班、消防団、阿見町社会福祉協議会、阿見町国際交流協会
------	------------------------------

(1) 広報内容

- 1) 地震発生直後の広報
 - ① 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置
 - ② 地震情報（震度・震源、余震の可能性等）
 - ③ 避難情報（避難指示、避難所・救護所の開設箇所等）
 - ④ 被災状況（火災、がけ崩れ、道路・河川の損壊等）
 - ⑤ 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
 - ⑥ 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
 - ⑦ 公共交通機関の運行状況
 - ⑧ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
- 2) 被害の状況が静穏化した段階の広報
 - ① 応急危険度判定の状況（判定ステッカーの意味、実施予定等）
 - ② ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
 - ③ 医療機関の状況
 - ④ 感染症対策活動の実施状況
 - ⑤ 食料、生活必需品、ガソリンスタンド等の供給予定
 - ⑥ 被災者の生活支援情報、災害相談窓口の設置状況
 - ⑦ その他住民や事業所のとるべき措置

(2) 実施方法

1) 情報収集

町（本部班）は、各班及び防災関係機関に住民等への広報記事を収集し、広報内容を取りまとめる。

2) 情報伝達

町（本部班）は、緊急かつ重要な情報は、緊急速報メール（エリアメール）、あみメール（登録メール）、X（旧ツイッター）、広報車（消防団車両の活用を含む。）の巡回放送等を行うと共に、防災行政無線（同報系）を活用し、町庁舎から町域の住民に対して広く一斉に放送告知を行う。なお、緊急情報については簡潔かつ切迫度がわかるように行う。

災害時の生活や復旧等に関する情報については「広報あみ災害生活情報」を作成し、関係各班と連携して避難所等への掲示、行政区・自主防災組織を通じての在宅避難者への配布等を行う。

さらに、町ホームページに災害情報ページを開設し、最新の災害情報を掲示する。

第2節 情報の収集・伝達

3) 避難行動要支援者への配慮

放送、電子メール、広報紙の作成にあたっては、外国人に配慮し、必要に応じて外国語放送や外国語版の作成を行う。

また、町社会福祉協議会、町国際交流協会等と連携し、手話通訳、語学ボランティア等を確保し、視聴覚障害者、外国人等へ伝達する。

【資料編 災害広報文例】

2. 報道機関への対応

実施担当	本部班、情報班
------	---------

(1) 報道対応

報道機関への情報提供、質疑等の対応は共同記者会見方式で行うこととし、町（本部班）は庁舎内にプレスセンターを設置し（候補施設：本庁舎2階打合せコーナー）、指定する日時に本部長又は副本部長等による会見を行う。

報道機関からの取材等の申し込み、問い合わせ等は、本部事務局長の指示に基づいて対応することを原則とし、職員等に周知徹底する。

(2) 放送要請（災害対策基本法第57条）

災害の予警報や災害に対してとるべき措置等を住民等に伝達するにあたり、電気通信設備や無線設備で通信できない場合で特別の必要がある場合、町（本部班）は、基幹放送事業者（NHK水戸放送局、茨城放送等）に放送を要請する。

第3節 応援・派遣

大規模地震により、自力での災害対応が困難な場合は、速やかに応援を要請するとともに、応援部隊等を受け入れる必要がある。

特に、被害が広域に及ぶ場合は、近隣の市町村も同様に応援を求めため、広域的な応援体制を確保することが重要である。

大規模災害時の広域応援の要請、受入については、「阿見町災害応援・広域受援計画」に基づき実施する。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

○災害発生から3時間以内に不足する人員・資機材等を把握し、速やかに協定団体等への要請を行う。

第1 自衛隊の災害派遣要請・受入

1. 派遣要請

実施担当	本部班、自衛隊
------	---------

(1) 要請手続き

1) 町長は、自衛隊の災害派遣を求める必要があると認めるときは、以下に掲げる要請事項を把握できた範囲で明らかにし、知事へ文書にて申し出る。

ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

要請要件	要請事項
公 共 性：公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること 緊 急 性：差し迫った必要があること 非代替性：自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと	① 災害の情况及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等その他参考となるべき事項

2) 町長は前記①の要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接最寄りの部隊（陸上自衛隊武器学校）に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知するものとする。

部隊（駐屯地）	連絡責任者	電話番号
陸上自衛隊武器学校 （土浦駐屯地）	総務課長（警備訓練班長） （時間外は駐屯地当直司令）	029-887-1171 内線 226 （時間外は内線 300）
陸上自衛隊関東補給処 （霞ヶ浦駐屯地）	警備課長 （時間外は駐屯地当直司令）	029-842-1211 内線 2410 （時間外は内線 2302）

(2) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下に示すものとする。

第3節 応援・派遣

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省の所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付けし又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(3) 部隊の派遣、自主派遣

自衛隊は、地震災害が発生又は発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。

ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たずに部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

自衛隊自主派遣の基準

- 1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- 4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

(3) 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、町が負担する経費はおおむね次のとおりである。
なお、疑義が生じた場合は、町と自衛隊で協議する。

- 1) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- 2) 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
- 3) 派遣部隊の宿営及び救援活動にともなう光熱水費・電話料等
- 4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

2. 受入・撤収

実施担当	総務・受援班、本部班
------	------------

(1) 災害派遣の受入

町（総務・受援班）は、陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地又は土浦駐屯地と連携し、次の事項に留意して派遣部隊を受け入れる。

- 1) 災害派遣部隊到着前
 - ① 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
 - ② 連絡職員を指名する。
 - ③ 派遣部隊の展開、宿営の拠点（候補地：陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地、土浦駐屯地）を準備する。
- 2) 災害派遣部隊到着後
 - ① 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
 - ② 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

(2) 撤収依頼

町長（本部班）は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、「自衛隊に対する部隊撤収要請依頼書」により知事に対して撤収要請を依頼する。

第2 防災関係機関等への応援要請・受入

実施担当	本部班、総務・受援班
------	------------

(1) 法に基づく要請

町長（本部班）は、以下の関係法令に基づいて職員の派遣等を要請する場合は、災害の状況、必要とする理由、内容、場所、期間等をできる限り明確にして文書又は緊急時は口頭で要請する。

- 1) 他の市町村長に対する応援の要請（災害対策基本法第 67 条）
- 2) 知事に対する応援要請（災害対策基本法第 68 条）
- 3) 指定地方行政機関の長もしくは特定公共機関に対する職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条第 2 項）
- 4) 知事に対する、指定地方行政機関もしくは特定公共機関の職員派遣のあっせん要請（災害対策基本法第 30 条第 1 項）
- 5) 知事に対する、他の市町村もしくは特定地方公共機関の職員派遣のあっせん要請（災害対策基本法第 30 条第 2 項）

第3節 応援・派遣

(2) 応援協定等に基づく要請

町長（本部班）は、必要に応じて県内市町村と締結した「災害時等の相互応援に関する協定及び同実施細目」に基づいて県内他市町村に応援を要請する。

また、県防災ヘリコプターによる情報収集や緊急輸送等を要請する場合は、「茨城県防災ヘリコプター緊急応援要領」及び「防災ヘリコプター運行要請基準」により行う。

【資料編 災害応援・協力協定一覧】

(3) 応急対策職員派遣制度に基づく要請

町（本部班）は、総務省の応急対策職員派遣制度による総括支援チーム※¹、対口支援チーム※²の派遣を要請する場合は、茨城県市町村職員動員要項に基づき、県に要請する。

※1 災害マネジメントを支援するチーム

※2 避難所運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務を支援するチーム

(4) 応援隊の受入

町（総務・受援班）は、応援部隊の活動拠点（候補施設：本庁舎ほか）、道路の被害状況等の情報を応援部隊に提供する。必要に応じて情報提供所（牛久阿見IC、阿見東IC、桜土浦ICなど）を設置し、誘導班を配置して応援者を活動拠点に誘導する。

また、各班からの要請に基づいて応援部隊の従事業務を調整する。

(5) 受け入れ体制の確立

町は、人的応援の受け入れに関する既存の受援計画を随時精査し、最新の受け入れ体制の整備に努める。

町は、応援動員を受けるときは、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な資機材等を整備するとともに、応援職員の執務環境を整える等、災害応急対策に従事する者の安全の確保にも十分に配慮する。

町は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合を想定し、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空地等の確保に配慮する。

町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟や発災時における円滑な活用の促進に努める。

第4節 被害軽減対策

第1 避難指示・誘導

住民等を混乱なく速やかに避難させるため、町、消防、警察その他関係機関は、情報共有を徹底する必要がある。また、避難行動要支援者等を円滑に避難させるには、地域組織などの協力が必要である。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

- ◎防災関係機関、行政区・自主防災組織等と連携を密にし、避難指示等をもれなく住民等に伝える。
- ◎避難指示等の発令は、空振りを恐れず、早めに出すことを基本とし、避難指示等の判断基準の明確化を図る。
- ◎災害情報共有システム（Lアラート）※1の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象情報や避難指示等の伝達手段の多重化・多様化を図る。

※1 災害情報共有システム（Lアラート）：市町村が発信した災害時の避難指示など地域の安全・安心に関する情報をテレビやインターネットなどの事業者と共有し、広く地域住民に迅速かつ効率的に提供するためのシステム

1. 避難指示等

実施担当 本部班、牛久警察署、県、自衛隊

(1) 避難指示等の実施者

町長をはじめとする避難指示等の実施権者は、避難指示等を発令もしくは解除する場合は、相互に状況を連絡し、情報を共有するものとする。

実 施 者	種 類	要 件	根拠法令
町 長	災害全般 (高齢者等 避難)	要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない事態で、人的被害の発生する可能性が高まったと認めるとき	災害対策基本 法第56条
町 長	災害全般 (避難指示、 緊急安全 確保)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本 法第60条
知 事		町長が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	
警察官		町長が指示できないと認めるとき又は町長から要求があったとき	災害対策基本 法第61条
(災害派遣の) 自衛官	災害全般 (避難指示)	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき	自衛隊法第94 条
知事、その命を 受けた職員	地すべり (避難指示)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防 止法第25条
知事、その命 を受けた職員又 は水防管理者 (町 長)	洪 水 (避難指示)	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

第4節 被害軽減対策

(2) 避難指示等の内容

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保は、次のことを明らかにして行う。

- 1) 対象地域
- 2) 避難先及び避難経路
- 3) 避難の理由
- 4) その他必要な事項

(3) 情報伝達手段の整備

町は、さまざまな環境下にある住民等に対して、気象警報や避難指示等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

2. 警戒区域の設定

実施担当	本部班、稲敷広域消防本部、消防団、県、牛久警察署、自衛隊
------	------------------------------

町長をはじめとする警戒区域の設定権者は、警戒区域を設定もしくは解除する場合、相互に状況を連絡し、情報を共有するものとする。

設定権者	種 類	要 件	根拠法令
町 長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第 63 条
知 事	同上	上記の場合において、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第 73 条
警察官	同上	上記の場合において、町長もしくはその委任を受けた町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法 第 63 条
自衛官	同上	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り行う。	災害対策基本法 第 63 条
消防吏員 又は消防団員 (消防長又は 消防署長)	火災等	・火災の発生現場 ・危険物の漏洩等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく高く、人の生命又は財産に著しい被害が生じるおそれがあるとき	消防法 第 28 条 (第 23 条の 2)
警察官 (警察署長)	同上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員（消防長又は消防署長）が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	
消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法 第 21 条
警察官	同上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき	

第4節 被害軽減対策

3. 避難の誘導等

実施担当	本部班、福祉班、民生委員・児童委員、行政区、自主防災組織、学校・病院等
------	-------------------------------------

(1) 避難指示等の周知

避難指示や警戒区域が設定された場合、町（本部班）は、対象地区のすべての住民等にそれらの情報が伝わるよう、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、ホームページ、あみメール、広報車の巡回放送等により伝達する。

避難行動要支援者については、避難支援者と合わせて速やかにその旨を伝達する。（⇒第5節「第6 要配慮者の安全確保対策」（地震-94）参照）

その他、SNS等の活用により、避難情報の即時伝達に努める。

(2) 避難誘導

1) 在宅者等

民生委員・児童委員、区長、自主防災組織等が協力して、組織的に避難を誘導する。

町（福祉班）は、避難行動要支援者の登録者名簿に基づき、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会等に要請し、安否確認や避難所への移動を支援する。（⇒第5節「第6 要配慮者の安全確保対策」（地震-94）参照）

2) 学校、病院等

学校、病院、社会福祉施設、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等の避難誘導を行う。

4. 広域避難

実施担当	本部班、県
------	-------

町長（本部班）は、避難指示等を行った場合の立退き先を町内の指定緊急避難場所等とすることが困難で、他市町村に滞在させる必要がある場合に、災害対策基本法による広域避難を実施する。

(1) 広域避難の要請

県内の他市町村に受入れを要請する場合は、その旨を県に報告し、当該市町村と協議する。

県外の市町村への広域避難が必要な場合は、県に対して当該都道府県と協議するよう求める。緊急を要する場合は、県に報告して当該市町村と協議する。

(2) 広域避難の受入

他市町村又は県から本町への広域避難の受入れを求められた場合は、正当な理由がある場合を除いてこれを受諾し、指定緊急避難場所等を提供する。

5. 広域一時滞在

実施担当	本部班、県
------	-------

災害により、被災した住民を町外の市町村に避難する必要があるときは、町、県、防災関係機関が連携して、特定の市町村への一時滞在を行う（災害対策基本法第86条の8及び9）。

(1) 広域一時滞在の要請

本町から他市町村への一時滞在を行う場合、県内又は県外に応じて、以下のとおり行う。

第4節 被害軽減対策

1) 県内他市町村への受入要請

① 広域一時滞在の要請

町は、被災状況等から受入れ可能と予想される他の市町村（以下「協議先市町村」という。）に、本町の具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示して協議する。この際、事前に県へその旨を報告する。

また、協議先市町村から受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、協議先市町村からの通知の内容の公示、避難所の管理者等への通知、県への報告を行う。

② 広域一時滞りの解除

町は、広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、協議先市町村及び避難所の管理者等への通知、広域一時滞りの必要がなくなった旨の公示、県への報告を行う。

2) 県外市町村への要請

① 他都道府県への受入れ協議

町は、県内の被災状況等から県外への広域一時滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）が必要と認める場合、県に対して他の都道府県と被災者の受入れについて協議するよう求める。

このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災者数その他必要な事項を示す。

② 公共施設等への受入決定

町は、県から被災者を受け入れる公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示及び避難所の管理者等への通知を行う。

3) 県外広域一時滞りの解除

町は、県外広域一時滞りの必要がなくなったと認めるときは、速やかに、県外広域一時滞りの必要がなくなった旨の公示、避難所の管理者等への通知、県への報告を行う。

(2) 広域一時滞りの受入

他市町村から本町へ、被災者の一時滞りの受入要請がある場合、県内又は県外に応じて、以下のとおり行う。

1) 受入協議

町は、県内他市町村から被災者の受入協議を受けた場合、以下の理由がある場合を除き、被災者を受け入れ、一時滞り用の公共施設等を提供する。

なお、他の都道府県の被災者について、県から協議を受けた場合もこれに準じて行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 本町も被災していること。② 被災者の受入れに必要な施設が確保できないこと。③ 地域の実状により要配慮者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと。④ その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること。 |
|---|

2) 受入公共施設等の確保

町は、被災者を受け入れる公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者及びその他内閣府令で定める者に通知する。また、その内容を県に報告する。

3) 受入れの解除

県内他市町村又は県から、広域一時滞りが不要となった旨の通知を受けたときは、当該公共施設等の管理者、その他内閣府令で定める者に通知する。

(3) 費用負担

受入れに要した費用は、要請した地方公共団体が負担する。

第2 緊急輸送・交通規制

災害時には道路ネットワークが各所で途絶する場合があるため、道路、ヘリポート等を総合的に活用し、災害対策拠点等を結ぶ緊急輸送ネットワークを確保する必要がある。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

◎二次災害防止のため、道路の点検、応急措置等を以下のとおり行う。

- ・幹線道路は、24時間以内に状況を把握し、2日以内に交通規制、3日以内に応急措置を実施。
- ・幹線道路以外は、5日以内に状況を把握し、2週間以内に応急措置を実施。

◎緊急輸送のため、2日以内に緊急輸送道路を確保する。

◎当日中に臨時ヘリポートを開設し、重傷者等を町外へ航空搬送できるようにする。

1. 緊急輸送道路の確保

実施担当	土木班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路(株)、阿見町建設業組合
------	--

(1) 被害状況の把握

各道路管理者及び警察署は、速やかに道路の被害状況を調査し、情報交換、通行可能な道路等の情報共有を行う。特に、緊急輸送道路及び緊急交通路の被害状況等を迅速に把握し、緊急輸送を行う機関等に情報を伝達する。

(2) 道路の啓開

各道路管理者は、県建設業協会竜ヶ崎支部、阿見町建設業組合等の協力を得て、通行障害物の啓開等を行う。

なお、県建設業協会竜ヶ崎支部では、町、県、国からの依頼がない場合も、あらかじめ定める協定に基づき、区間ごとの担当業者が道路確保作業を開始する。

啓開に当たっては、第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路の順に2車線を確保することを原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交換ができる待避所を設ける。また、必要に応じて代替路の設定を行う。

2. 交通規制

実施担当	牛久警察署
------	-------

(1) 応急対策期の交通規制

1) 被災地への流入車両の制限

地震発生直後においては、速やかに被災地を中心とした一定区域内への緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

2) 緊急交通路の交通規制

災害対策基本法に基づき、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路を指定し(町内の指定予定路線：圏央道)、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

3) 区域指定による規制

状況により災害現場及びその周辺の道路すべてを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

第4節 被害軽減対策

4) 緊急交通路等における警察官等の措置

警察官は、緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる車両その他の物件がある場合は、直ちに立ち退き・撤去の広報・指示を行う。また、著しく障害となる車両その他の物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講じる。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官の職務を代行する。

5) 広報活動

交通規制及び道路の被害状況について、住民等に広報を行う。

(2) 復旧・復興期の交通規制

1) 復旧・復興のための輸送路の交通規制

災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次、緊急交通路を見直し、復旧・復興のための輸送路（復旧、復興関連物資輸送ルート）として運用する。

原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

2) 災害応急対策期交通規制の見直し

災害応急対策期から実施中の交通規制についても災害応急対策等の推移を勘案しながら、規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施する。

3) 広報活動

交通関連情報について、ドライバー、住民等に広報を行う。

(3) 運転者のとるべき措置

1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

- ① できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- ② 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- ③ 車両をおいて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車しエンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしない。
- ④ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2) 避難のために車両を使用しない。

3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとる。

① 速やかに、車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは道路外の場所

② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

③ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときはその指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがある。

第4節 被害軽減対策

(4) 災害対策基本法（第76条の6）に基づく車両の移動等

道路管理者は、災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ道路区間を指定、周知後、運転者等に対し放置車両の移動等の措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去することができる。

上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対し、記録した情報の提供を行うものとする。

3. 緊急輸送手段の確保

実施担当	総務・受援班、避難班、県、阿見町漁業協同組合、東日本旅客鉄道(株)、日本通運株式会社、関東鉄道株式会社
------	---

(1) 町の災害対策車両の確保

町（総務・受援班）は、災害対策用の町有車両が不足する場合、町内輸送業者、茨城県トラック協会土浦支部等に輸送車両及び運転手等の協力を要請する。調達が困難な場合は、県に対して調達、あっせんを要請する。

また、以下の優先基準により、町有車両及び調達車両を各班に調整、配分する。

項 目	優先順位	
総括的に優先されるもの	1) 人命の救助、安全の確保 2) 被害の拡大防止 3) 災害応急対策の円滑な実施	
災害発生後の各段階において優先されるもの	第1段階（初動期）	1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 3) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者 4) 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
	第2段階（応急期）	1) 第1段階の続行 2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 3) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者 4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
	第3段階（復旧期）	1) 第2段階の続行 2) 災害復旧に必要な人員、物資 3) 生活用品 4) 郵便物 5) 廃棄物の搬出

(2) 緊急通行車両の届出

町が応急対策活動で使用する車両は、知事又は公安委員会に緊急通行車両確認申請書を提出し、標章、証明書の交付を受け、当該車両の前面の見やすい部位に標章を表示する。

なお、災害応急対策活動用車両として事前に届出をしてある車両は、公安委員会から災害時には、速やかに標章等の交付を受けるものとする。

第4節 被害軽減対策

(3) 航空輸送の確保

道路の損壊等により、車両輸送が困難な場合、緊急を要する場合等は、県、自衛隊等に対してヘリコプターによる輸送を要請する。

本部長は、緊急輸送道路の確保状況等をふまえて臨時ヘリポートを指定（候補施設：阿見町総合運動公園陸上競技場、霞ヶ浦駐屯地飛行場）し、避難班は、指定された施設管理者と連携してヘリポートの開設、運営を行う。

(4) その他の手段の確保

船舶又は鉄道による輸送が有効な場合は、漁業協同組合、東日本旅客鉄道(株)に協力を要請する。

(5) 被災者の運送要請

広域避難や広域一時滞在等のため、被災者を広域的に緊急輸送する必要がある場合は、運送事業者である指定公共機関（日本通運(株)）又は指定地方公共機関（関東鉄道株式会社など）への運送要請を県に要求する（災害対策基本法第86条の14）。

(6) 救援物資の緊急輸送

町は、交通の途絶により地域が孤立した場合でも食料、飲料水、医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、衛星通信を活用したインターネット機器の運用や、無人航空機等を活用した輸送手段の確保に努める。

(7) 運送業者との連携・確保

町は、地域内輸送拠点の効率的な運営及び避難所等への物資の輸送について効率的な運営を図るため、速やかに運営や輸送に必要な人員や資機材等を運送事業者と連携して確保するよう努める。

第3 燃料・エネルギー対策

災害により電力、都市ガス等が停止し、さらに、石油・プロパンガス等の燃料供給も停止した場合でも、重要施設の機能や応急対策用車両の運行を継続させる必要がある。

このため、自家発電設備、給油施設等の被災状況等を速やかに把握し、重要施設や応急対策車両への燃料や電力を速やかに確保することが重要である。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

◎中学校等に設置した太陽光発電設備及び蓄電池を、重要施設等の非常電源として活用する。

1. 連絡体制の確保と情報の収集

実施担当	総務・受援班、県石油業協同組合、県高圧ガス保安協会
------	---------------------------

(1) 状況の把握・共有

町（総務・受援班）、県石油業協同組合土浦支部、県高圧ガス保安協会江戸崎支部等は、重要施設等の電力、燃料等の状況や見通しを把握し、相互に情報を共有する。

- 1) 重要施設（災害拠点病院、対策本部、避難所等）の電力、自家発電用の燃料
- 2) 応急対策用車両の燃料
- 3) 給油所、高圧ガス施設等の在庫、供給・調達

(2) 県への報告等

町（総務・受援班）、県石油業協同組合、県高圧ガス保安協会等は、重要施設や応急対策用車両の燃料調達が困難な場合、県にその旨を報告し、燃料の確保を要請する。

2. 燃料等の確保・供給

実施担当	総務・受援班、県石油業協同組合、県高圧ガス保安協会
------	---------------------------

(1) 重要施設の燃料等の確保

町（総務・受援班）は、重要施設の燃料等が不足し、調達が困難な場合、県石油業協同組合土浦支部、県高圧ガス保安協会県南支部等に対し、当該施設への燃料供給を依頼する。

(2) 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

町（総務・受援班）は、災害応急対策車両の燃料確保が困難と判断した場合、県石油業協同組合等へあらかじめ指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を依頼する。

町及び防災関係機関等は、医療救護チーム、DMA Tその他の災害応急対策を行う応援車両等に対して「災害時緊急給油票」を必要に応じて発行し、当該車両への応急対策の用途等を表示させ、また、優先給油のルール等を周知する。

(3) 住民への広報

町（総務・受援班）は、給油所における渋滞等を緩和し、燃料の供給状況や今後の見込み、応急対策車両への優先給油等について定期的に広報を行う。

第4 消火活動、救助・救急活動、水防活動等

大地震により、火災や浸水などが同時に多発し、現有の消防力を超える事態となった場合は、活動の優先順位の判断、応援隊との連携等により、適切に対処する必要がある。

また、消火栓の水圧低下による使用不能や、道路通行支障による緊急車両の到着遅れなど、地震後の混乱期には様々な障害要因が存在するため、臨機応変に対処する必要がある。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

- 地震発生後直ちに消防対策本部、消防団本部を設置し、連携して火災活動等を行う。
- 地震当日に霞ヶ浦護岸周辺の被害状況を把握し、復旧等に着手する。
- 地震発生直後から農業用水路等を速やかに現地調査し、被害状況等を把握する。
- 地震から半日以内に土砂災害警戒区域を巡視し、周辺住民の避難等を円滑に行う。

1. 消火・救助・救急活動

実施担当	稲敷広域消防本部、消防団、自主防災組織
------	---------------------

(1) 稲敷広域消防本部の活動

1) 情報収集・伝達

119番通報、駆け込み通報、本部事務局が把握する情報等、各種情報を総合し、被害の状況を把握し、初動体制を整える。

消防長は、災害の状況を町長及び知事に報告するとともに、応援申請等の手続きに遅れのないよう努める。

2) 応援要請

町長は、町内の消防力では十分な活動が困難である場合、県内の消防機関に対して茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を行う。また、協定等による応援が困難な場合等は、知事に対して緊急消防援助隊の要請等を依頼する。

稲敷広域消防本部は、茨城県消防広域応援基本計画及び稲敷広域消防本部緊急消防援助隊受援計画に基づき、応援消防隊の活動拠点（候補地：総合運動公園野球場）等を確保し、速やかに応援隊を受け入れる。

3) 消防活動

火災の発生状況に応じて、次の原則に基づいて鎮圧にあたる。

また、火災鎮圧後も、消防団、自主防災組織等と協力して、消火後の再燃、放火、電力復旧時の通電火災等を防止するため、被災地区の警戒等を行う。

原 則	内 容
避難地及び避難路確保優先の原則	延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先した避難地及び避難路確保の消火活動にあたる。
重要地域優先の原則	同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先する。
市街地火災消火活動優先の原則	大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先し、部隊を集中して消火活動にあたる。

第4節 被害軽減対策

原則	内容
重要対象物優先の原則	重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火を優先する。
火災現場活動の原則	① 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、消防活動経路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の効果等を総合的に判断し、行動を決定する。 ② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。 ③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

4) 救助・救急活動

救助・救急要請が多発する場合等は次の点に留意し、関係機関と連携して効果的な活動を行う。

- ① 緊急性の高い傷病者を優先し、その他の傷病者は自主的な処置を要請する。
- ② 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先する。
- ③ 家屋の倒壊、土砂崩れ等により建設機械等を必要とする場合は、土木班を通じて建設業者等に協力を要請する。
- ④ 必要に応じて災害現場付近に応急救護所を設置し、医療救護班（⇒「第5 応急医療」（地震-80）参照）等と連携して、トリアージや必要な応急手当等を行う。
- ⑤ 災害拠点病院（JAとりで総合医療センター等）や町指定の中継拠点病院（東京医科大学茨城医療センター、県立医療大学附属病院）、その他各医療機関の応需状況を、いばらき消防指令センター等から把握し、重傷者等を円滑に後方医療機関へ搬送する。
- ⑥ 重篤傷病者等の航空搬送を必要とする場合は、県に県防災ヘリコプター等の運航を要請する。

(2) 消防団・自主防災組織の活動

地震発生直後から、自主防災組織等と連携して、地区内の住民への出火防止等の呼びかけ、初期消火、救出・救護、負傷者の安全な場所への搬送、避難誘導等にあたる。

消防隊が到着した場合は、その指示に従って活動に協力する。

2. 水防活動・土砂災害警戒活動

実施担当	物資対策班、土木班、稲敷広域消防本部、消防団、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、霞ヶ浦河川事務所、土地改良区
------	--

町内で震度5弱以上の地震が発生した場合、ため池や河川堤防の決壊等による氾濫、急傾斜の崩壊等の二次災害を警戒し、防御活動や住民の避難等を円滑に行う。

(1) 水防管理団体（町）の措置

町（物資対策班、土木班、消防団）、稲敷広域消防本部は、水防に関する通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化する。

また、必要に応じて巡回班を編成し、施設管理者、警察署及び自主防災組織等と連携して危険箇所の警戒にあたる。

第4節 被害軽減対策

(2) 施設管理者の措置

ため池、堤防、水門等の管理者は、施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡するとともに、状況に応じて水門等の操作を適切に行う。

(3) 土砂災害の警戒

町（土木班）は、県竜ヶ崎工事事務所等と連携して土砂災害警戒区域等の応急点検を行う。なお、竜ヶ崎工事事務所の対応箇所は、原則として急傾斜地崩壊危険区域の指定により整備した土砂災害防止施設に限る。

また、亀裂や一部崩壊が発生した場合は、建設業者等に協力を依頼し、土砂の撤去、二次災害防止のためシート等による防護等を行う。

また、点検結果により周辺に危険が及ぶおそれがある場合は、避難指示等を行う（⇒「第1 避難指示・誘導」（地震-70）参照）。

第5 応急医療

建物の倒壊等で挫滅症候群^{※1}を発症した救出者は72時間以内に人工透析等の救命措置をとる必要がある。また、医療機関が被災して町内の病院等の機能が低下する中、医療救護ニーズが急激に高まり、挫滅症候群等の高度医療の要求が増加した場合、町内各所で医療救護サービスを提供する体制を確保し、広域的な高度医療ネットワークを確立する必要がある。

さらに、災害では身体的な外傷を受けなかった者でも、心的な外傷体験が心的外傷後ストレス障害^{※2}を負うことや、プライバシーやペットの身を案じて、避難所ではなく車中泊を続けた被災者が、エコノミークラス症候群^{※3}で死亡することもある。このため、住民等にこころのケア対策や健康指導を施す必要もある。

- ※1 挫滅症候群（クラッシュ症候群）：家屋倒壊などで下敷きになると、手足等の圧迫とショックで無尿（乏尿）となり、腎尿細管障害を起こす症候群。死に至ることがあるため、速やかな救出と適切な救急活動が重要となる。
- ※2 心的外傷後ストレス障害（PTSD：Post Traumatic Stress Disorder）：災害、事故、犯罪等により、人間が通常体験する範囲を越えた生命にかかわる外傷的出来事を経験した後に生じる様々な心的障害をいう。
- ※3 エコノミークラス症候群：長時間、同じ姿勢で座席等に座っていると静脈の血が流れにくくなって血の固まりができる病気のこと。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

- 地震発生から速やかに総合保健福祉会館に保健医療対策本部を設置する。
- 医療救護所を総合保健福祉会館に設置するほか、必要に応じて阿見中学校、朝日中学校、竹来中学校にも設置し、傷病者を受け入れる。
- 町内救急告示病院を第1次後方医療拠点として重篤者・重症者に対応するとともに、災害拠点病院への受入れを要請する。
- ◎救出現場～救護所の搬送は住民、自主防災組織等が行い、救護所～医療機関までの搬送は稲敷広域消防本部（救急車等）が行うことを原則とする。
- 「阿見町災害時保健活動マニュアル」に基づき、保健師等が一元的に保健活動を行う。

1. 応急医療活動

実施担当	医療対策班、県、竜ヶ崎保健所、稲敷医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会、医療機関
------	---

(1) 町及び医師会等の対応

町（医療対策班）、稲敷医師会、土浦市歯科医師会、土浦薬剤師会は、相互に連携して、災害医療活動を行う。

1) 医療救護班の編成、派遣等

総合保健福祉会館に保健医療対策本部を設置し、医療救護班等の編成、派遣、連絡・調整等、災害時医療の統括を行う。

救護班や医師が不足する場合は、県や医療関係機関に応援を要請する。

2) 医療救護所の設置

被災状況等をふまえて医療救護所を段階的に設置し、医療救護班を派遣してトリアージ等を行う。

第4節 被害軽減対策

救護所の優先設置候補施設

第1次：総合保健福祉会館

第2次：各中学校

3) 医薬品等の確保

医療救護所等で使用する医薬品、輸血用血液製剤、医療用資機材等は、医療救護班の携行品、薬剤師会等への要請にて確保する。不足する場合は、県に供給を要請する。

(2) 医療関係者の措置

医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者は、迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合にも可能な限り医療の継続を図るとともに、継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力する。

(3) 県の措置

県は、竜ヶ崎保健所に現地対策班を設置し、災害医療情報の収集・提供、関係機関との連絡調整、医療救護チーム（日赤救護班、DMA T等）の配置調整等を効率的に行う。

被害が甚大な場合や町との通信が途絶した場合は、要請を待たずに医療救護所を設置する。

また、医療機関や救護所から医薬品等の供給要請があった場合、県医薬品卸業組合等に連絡し、流通備蓄の災害用品等を速やかに供給する。

(4) 保健・医療ボランティアの活用

医療対策本部において各医療ボランティアの調整を行い、医療ボランティアを確保する。ただし、調整を行うのは派遣要請した支援団体とし、その他の団体については各職能団体（※）が窓口となる。

※職能団体：医師、歯科医師、薬剤師、看護師、栄養士等の団体（例）茨城県看護協会

医療ボランティア調整本部を設置した各医療関係団体は、医療ボランティアの確保状況等を県現地対策班（⇒「(3) 県の措置」参照）に報告する。

県は、医療ボランティアの現地従事に関し、被災地域における医療従事者のニーズを把握したうえで、各医療ボランティア調整本部と必要な調整を行い、登録手続の済んだ医療ボランティアを受け入れ、被災地内保健所において、必要な医療救護所等に配置する。

2. 後方医療活動

実施担当	医療対策班、稲敷広域消防本部、県、病院等
------	----------------------

医療対策班、稲敷広域消防本部、県、医療機関は、相互に連携して、重傷者等の後方医療を確保する。

(1) 後方医療施設の確保

医療救護所に対応できない重症者等は、災害拠点病院（JAとりで総合医療センター等）又は町指定の中継拠点病院（東京医科大学茨城医療センター、県立医療大学附属病院）等へ受入を要請する。町内の病院での受入が困難な場合、県に広域的な受入調整を要請する。

(2) 重傷者等の搬送

後方医療機関への搬送は、稲敷広域消防本部が救急車等で搬送し、救急車が不足する場合は、必要に応じて町有車両等を確保する。

第4節 被害軽減対策

稲敷広域消防本部は、広域災害救急医療情報システム（E M I S）や保健福祉部現地対策班（竜ヶ崎保健所）等の情報に基づき、迅速かつ的確に後方医療施設を選定する。

車両での搬送が困難あるいは緊急の場合は、県にヘリコプターの出動を要請し、県、医療機関、稲敷広域消防本部、町（医療対策班）は連携して、ヘリコプター輸送を支援する。

3. 患者等の医療支援

実施担当	医療対策班、稲敷広域消防本部、県、竜ヶ崎保健所、病院等
------	-----------------------------

(1) 患者等の転院調整

県は、県内外の病院等における患者受入れ可否についての情報を逐次収集し、各病院等に情報提供する。

病院等は、被災により入院患者に継続して医療を提供できない場合、又は治療困難等により転院が必要な場合、県からの提供情報を活用して病院等間で転院調整を図るよう努める。

病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

(2) 透析患者対応

県は、茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し、人工透析患者の受入状況及び透析医療機関の稼働状況等を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供する。

病院等は断水等により透析医療を継続できない場合、災害透析基幹病院や茨城透析医災害対策連絡協議会と調整し、他の病院に患者の受入を調整し、調整できない場合は県に調整を要請する。

(3) 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法

県は、町（医療対策班）、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地区の在宅患者等の状況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。

また、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品が不足する場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼するとともに、必要に応じて稲敷広域消防本部と連携して患者の搬送を行う。

病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合、在宅患者への貸し出し、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料の提供に努める。

(4) 周産期医療対応

県（保健所）は、広域災害救急医療情報システム（E M I S）及び周産期センター等から周産期医療機関及び小児医療機関の受入状況を把握する。また、保健師等と連携し、小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を行うとともに、必要に応じて稲敷広域消防本部と連携して患者の搬送を行う。

4. 被災者の健康管理・心のケア

実施担当	医療対策班、稲敷医師会、県、竜ヶ崎保健所
------	----------------------

(1) 健康管理

県及び町（医療対策班）は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所において被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談を行う。

また、高血圧や糖尿病等慢性疾患患者等の医療確保や治療継続を支援し、必要に応じて栄養指導を実施する。

第4節 被害軽減対策

その他、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓塞栓症）や生活不活発病等の二次的健康障害防止のため、水分補給や健康体操等の保健指導を実施する。

(2) 精神保健、心のケア

県は、町の要請又は必要に応じて国や関係団体へDPAT※¹の派遣を要請する。また、保健所等に心の健康相談窓口を開設し、町と連携して被災者への活用を広報する。

竜ヶ崎保健所及び町（医療対策班）は、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子供、障害者、外国人に十分配慮したケアを行うとともに、災害の段階に応じたケアを展開する（下表参照）。

段 階	活動内容
フェイズ1～2	心の健康相談、DPATによる避難所への巡回診療のサポート及び必要に応じて同行訪問活動
フェイズ3（近隣の精神科医療機関による診療再開）	継続的な対応が必要なケースの把握、対応、DPATへの情報提供
フェイズ4	・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動 ・PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応

また、県は、治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者について、県精神科病院協会等の協力を得て、受入医療機関、搬送体制等を確保する。

町（医療対策班）は、災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害、ASD※²）や心的外傷後ストレス障害（PTSD）の情報や災害時の心的反応プロセスを、被災者や関係者に周知する。また、相談機関や相談窓口を明示し、必要な支援が得られるようにする。さらに、災害直後から、見守りの必要があると思われる住民に対して、こころのチェックリストを用いてスクリーニングを行う。

- ※1 災害派遣精神医療チーム（DPAT：Disaster Psychiatric Assistance Team）：自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行う専門的なチーム。
- ※2 急性ストレス障害（ASD：Acute Stress Disorder）：災害、事故、犯罪等の生命にかかわる外傷的出来事を経験した後に様々な神経症の症状が発生し、数日から1か月以内に消失する一過性の障害のこと。症状が1か月を超えて持続する場合は心的外傷後ストレス障害（PTSD）と診断される。

第6 危険物等災害防止対策

地震による危険物等施設の損壊を早期に発見し、二次災害の防止、被害軽減を図る必要がある。

このため、危険物等施設を速やかに点検し、また、損傷した場合は、危険物の流出防止、危険物防除、避難等を円滑に行うことが重要である。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

〇県に危険物の被害状況等を速報し、状況に応じて中間報告を逐次行う。

1. 危険物等流出対策

実施担当	稲敷広域消防本部、危険物等取扱事業所
------	--------------------

地震により危険物施設等が損傷し、河川等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合やそのおそれがある場合は、次の対策により、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 危険物等取扱事業所の措置

地震等により危険物等流出事故が発生した場合、以下の措置を講じる。

- 1) 速やかにその状況を把握し、県、町等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。
- 2) 危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。
- 3) 広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに、町、県、防災関係機関に必要な広報を依頼する。

(2) 稲敷広域消防本部の措置

稲敷広域消防本部は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

2. 石油类等危険物施設の安全確保

実施担当	稲敷広域消防本部、危険物等取扱事業所
------	--------------------

(1) 事業者の措置

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については稲敷広域消防本部、警察署に速やかに報告する。

(2) 稲敷広域消防本部の措置

稲敷広域消防本部は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に報告し、対応が困難な場合には応援を要請する。

3. 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

実施担当	稲敷広域消防本部、県、県高圧ガス保安協会、高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者、火薬類取扱事業所
------	---

(1) 事業所の措置

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は、地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

(2) 県及び県高圧ガス保安協会の対応

地震発生時には被災事業所と密接な連携を図りつつ、被災情報の収集に努めるとともに、関係機関等に対し速やかに情報を伝達する。

また、高圧ガス取扱事業所間及び液化石油ガス販売事業所間の相互応援体制が円滑に機能するように連絡調整を行う。

(3) 稲敷広域消防本部の措置

稲敷広域消防本部は災害情報収集に協力し、県に状況等を報告する。

4. 毒劇物取扱施設の安全確保

実施担当	稲敷広域消防本部、県、毒劇物取扱施設の管理者
------	------------------------

(1) 施設管理者等の措置

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物のタンク及び配管に異常がないかどうか点検を行う。

施設外への毒物又は劇物の流出等をおこすおそれがある場合、又は流出した場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、竜ヶ崎保健所、牛久警察署及び稲敷広域消防本部に連絡する。

(2) 県の措置

県は、毒物又は劇物の流出等の連絡を受けた場合には、稲敷広域消防本部と連携して毒物又は劇物の中和、希釈等の応急措置を講じ、被害の拡大を防止する。

(3) 稲敷広域消防本部の措置

稲敷広域消防本部は、毒物又は劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。また、警察署と協力して住民への広報、避難誘導等を行う。

第5節 被災者生活支援

第1 被災者の把握

食料・物資等の支給、義援金の配分・支給等、様々な被災者支援策を円滑に講じるには、被災者の安否を迅速かつ十分に把握する必要がある。

このため、町、県、その他関係機関が連携して、被災者の状況を把握することが重要である。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

- 行政区、自主防災組織を巡回し、住民の安否を把握するほか、国際交流協会と連携して外国人の安否を把握する。
- 災害発生から3日を目処に、住民基本台帳をベースとして、町及び警察等の関係機関が把握した安否情報を、行政区単位及び避難所単位で整理する。
- 整理した情報を役場に設置する「安否情報照会窓口」で安否情報の照会に対応するほか、町外へ避難した住民に国の「避難者情報システム」の活用を呼びかける。

実施担当	情報班、町民班、医療対策班、福祉班、避難班、稲敷広域消防本部、県、牛久警察署、阿見町国際交流協会
------	--

(1) 住民の安否調査

町（町民班）は、町職員及び災害ボランティア等を活用して調査チームを編成し、各行政区を巡回して区長等が把握している住民の安否情報を収集する。

また、阿見町国際交流協会に、外国人登録者の安否確認を依頼する。

その他、町での対応が困難な場合は、県に調査を要請する。

(2) 町内、関係機関の情報共有

町（各班）、稲敷広域消防本部、警察署等は、それぞれが収集・記録した安否関連情報を定期的に提供・共有し、必要な限度で応急対策に活用する（災害対策基本法第86条の15）。

- 1) 町内の各種情報（災害救助法の総括情報含む）【情報班】
- 2) 遺体収容者【町民班】
- 3) 避難行動要支援者（安否確認者）、福祉避難所収容者【福祉班】
- 4) 救護所、病院等の治療者【医療対策班】
- 5) 避難所収容者【避難班】
- 6) 救助者、救急搬送者【稲敷広域消防本部】
- 7) 死者、行方不明者等【牛久警察署】

(3) 安否情報の整理、提供

町（町民班）は、収集、共有した安否関連情報を、住民基本台帳等を活用して整理する。また、本庁舎等に安否情報照会窓口を設置し、家族及び親族等から照会があったときは、災害対策基本法第86条の15に基づき、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮して適切に回答する。

第2 避難生活の確保

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に収容保護する必要がある。しかし、不特定多数の被災者を収容する場合、感染症疾患や食中毒の発生又はプライバシー保護の困難さからくる精神不安定など様々な弊害が現れる。

このため、避難所の生活環境の整備を図り、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮しつつ、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう避難所を開設、運営及び健康管理等に関する業務を推進する。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

- 地震発生から2時間以内に避難所予定施設を開錠し、避難者の受入を準備する。
- 避難者の収容は、応急危険度判定により施設の安全を確認した後に行う。
- 各避難所に町の職員を2人ずつ配置して、避難所を円滑に運営する。

1. 避難所の開設

実施担当	避難班、建築班、避難所施設の管理者
------	-------------------

(1) 避難所の選定、危険度判定

町内で震度5強以上を観測した場合、又は本部長が必要と認めた場合、避難所の開設を判断する。

町（避難班）は開設する避難所を選定し、建築班に当該建物の応急危険度判定を要請し、避難者の収容が可能であるか安全性を確認する。

(2) 避難所の開設・初期運営

1) 避難所の開設

勤務時間外は、町があらかじめ指名する「避難所直行職員」又は町（避難班）が派遣する職員が避難所の開設及び初期運営にあたる。

勤務時間内は、施設の管理者や勤務職員が避難所の開設・初期運営に協力する。

2) 避難者の収容

行政区等の単位でスペースを設定して、避難者を収容する。ただし、高齢者、障害者等に配慮し、利便性や居住環境のよいスペースを避難行動要支援者に優先して割り当てる。

3) 避難収容者の把握

避難者が多い場合は、施設に受け入れた後、避難者カードを世帯ごとに配布し、避難者名を記入するよう依頼する。その後、避難者カードを回収して避難者名簿を作成し、町本部に報告する。

また、避難所開設期間を通じて、事務室を窓口にして避難者の入退所を管理する。

なお、避難所の収容対象者は、原則以下のとおりである。

- ① 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- ② 現に災害に遭遇（旅館の宿泊人、通行人等）した者
- ③ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

(3) 県への報告等

1) 避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ① 避難所開設の目的
- ② 箇所数及び収容人員
- ③ 開設期間の見込み

第5節 被災者生活支援

2) 避難所が不足する場合は、町と町内のゴルフ場との「災害時支援協力に関する協定」、又は、県と県内のゴルフ場との「災害時支援協力に関する協定」を活用し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

【資料編 災害応援・協力協定一覧】

2. 避難所の運営

実施担当	避難班、総務・受援班、行政区、自主防災組織
------	-----------------------

(1) 避難所運営職員の派遣

町（避難班）は、避難所ごとに複数の避難所運営職員を指名し、避難所に派遣する。

避難所が長期化した場合、町（総務・受援班）は、すべての町職員を対象に全庁的なローテーションを編成して避難所運営職員を派遣し、避難所運営職員のストレス障害を予防する。

(2) 自治運営体制の確立

避難が長期化する場合は、行政区、自主防災組織、PTA等の地域組織等のリーダーからなる「避難所自治組織」を避難所ごとに組織し、避難者の自治運営体制を確立する。

また、町（避難班）は指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるように留意する。

その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

避難所自治組織・避難所運営職員の役割

避難所自治組織	避難所運営職員
1) 運営方法等の決定 2) 生活ルールの作成 3) 避難者カード・名簿の作成 4) 町からの連絡事項の伝達 5) 食料・物資の配給 6) ボランティア等との調整 7) 避難者の要望等のとりまとめ	1) 災害対策本部との連絡 2) 広報 3) 施設管理者、ボランティア等との調整 4) 避難所運営記録

(3) 食料・物資の供給

避難所運営職員は、把握した避難者数から食料、生活必需品等の必要量を本部に請求する。

食料、物資等を受け取ったときは、避難所自治組織、ボランティア等との協力により避難者に配給する。

また、食料の提供にあたっては食物アレルギーの避難者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行う。

(4) 避難行動要支援者の支援

高齢者、障害者、妊産婦、外国人、傷病者、乳幼児等の状況とニーズを把握し、コミュニケーション手段、居住環境、健康維持、食事等に配慮した支援に努める。

その他、「第6 要配慮者の安全確保対策」（地震-97）による。

第5節 被災者生活支援

(5) 女性への配慮

男女のニーズの違い等に配慮し、以下の対策に努める。

- 1) 災害直後から子育て・介護支援を実施する。
- 2) 男女共有のスペースだけでなく、男女別のスペースを確保する。
- 3) 授乳室や男女別トイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設ける。
- 4) 避難所の管理責任者は男女両方を配置する。
- 5) 避難所自治組織には男女両方が参画し、役員のうち女性が3割以上参画する。
- 6) 女性や子供に対する暴力等を予防するため、安全・安心の確保に配慮する。

(6) し尿対策

避難所運営職員は、断水時にはトイレの使用を禁止し、仮設トイレ等の設置、管理を行う。

その他、第7節・第4「2 し尿処理」（地震-115）による。

(7) 医療・保健衛生対策

避難所運営職員は、避難所自治組織等と協力して、避難所の衛生、居住環境の保持に努める。

また、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがいや咳エチケット、部屋の換気及びトイレの消毒等を行う。

その他、避難者の医療、健康管理、避難所での感染症の予防等については、第4節・第5「4 被災者の健康管理・心のケア」（地震-82）及び第7節・第4「3 防疫」（地震-116）による。

(8) 入浴対策

町（避難班）は、旅館等の入浴施設を確保して入浴計画を策定し、送迎バスの手配等を行う。

また、県に対して、入浴温水シャワー設備を所有する事業者等へ協力を要請する。

(9) ペット同行者対策

ペット同行の避難者にはケージ等を持参するよう求める。

町（防犯・環境班、避難班）は、避難所の敷地又は隣接地等に飼育スペースを指定するとともに、動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内へのペットの持ち込みは禁止する。ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースの確保に努め、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。

その他、「第9 愛玩動物の保護対策」（地震-104）による。

(10) 生活環境対策

町（避難班）は、避難所自治組織と連携して、生活環境の維持、向上を図るための設備確保、ルールづくりを行う。

- 1) 季節対策（冷暖房等）
- 2) プライバシー保護（更衣室・授乳室等の確保、間仕切り等）
- 3) 洗濯、入浴対策（設備確保、利用ルール設定等）
- 4) 娯楽、防犯用品の確保
- 5) 防火・防犯のため、避難者への出火防止措置の指導、巡回警備等

(11) ボランティアの要請

町（避難班）は、避難者のボランティアへのニーズをとりまとめ、災害ボランティアセンターに対応を要請する。

(12) 連絡手段の調整

第5節 被災者生活支援

町（避難班）は、避難者が親族等に安否を知らせる連絡手段として、町の各指定避難所内に配備してある「災害時用公衆電話」を準備して、連絡体制を整える。

(13) 新型コロナウイルス感染症対策

町（避難班）は、「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル」に基づき、避難者の健康管理、発熱者等の対応、避難所の衛生管理等を適切に行う。

(14) 避難所における生活環境の充実及び運営面の改善

町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。被災者が健康を損なわずに生活維持するため、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッド（間仕切り付）を設置するよう努めるとともに、必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な商品を確保し、消毒対策や入浴の提供を行うほか、衛生的な食事提供状況の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

仮設トイレについては防犯面にも配慮するために防犯ブザー等の準備や、衛生的で誰もが快適に使える仕様のトイレを設置するよう努め、可能な限り使用後の処理を考慮して水洗タイプの仮設トイレの設置に努める。

また、妊産婦に配慮して間仕切りを施した授乳室を設け併せて授乳服等の確保に努める。避難所における生活用水を確保するために、各指定避難所にある災害用井戸及び耐震性貯水槽の維持・管理に努め、災害時登録井戸のさらなる普及・推進を行うものとする。

さらに、避難の長期化等に備え、避難者の健康状態や避難所の衛生状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事や、福祉的な支援の実施、扇風機、暖房器具の提供等により暑さ、寒さ対策等を講じるように努めるものとする。

3. 在宅避難者等への対応

実施担当	各班
------	----

町は、やむを得ない理由で避難所に滞在できない被災者に対しても、避難所滞在者に準ずる支援を行う（災害対策基本法第86条の7）。

町（町民班）は、行政区、福祉関係者及びNPO等と連携して在宅避難者の所在や住民等が自主的に開設・運営する避難所（以下「自主避難所」という。）の所在を確認し、町本部に報告する。また、県や他市町村との連携や国等が提供する全国避難者情報システム等を活用し、町外へ避難した住民の把握や、町からの提供情報の伝達を行う。

町（関係各班）は、在宅避難者及び自主避難所へ、必要な保健医療サービス、情報提供等の支援を行う。また、食料及び生活必需品については、物資対策班が在宅避難者等の最寄りの避難所へ供給し、避難班が行政区及び災害ボランティア等の協力を得て在宅避難者や自主避難所へ配送するものとするが、必要に応じて自主避難所へ直送するよう努める。

町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策に努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や、車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

4. 避難所の閉鎖

実施担当	避難班
------	-----

閉鎖にあたっては、あらかじめ避難者に対し、閉鎖を予告し、地域的に統廃合し、順次閉鎖をするものとする。

学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

第3 災害ボランティア活動の支援

近年、ボランティア活動が活発になり、公平さを基本とする行政では対応しにくい被災者からのニーズに対して、きめ細かな対応が可能な災害ボランティアやNPOの活躍が広がっている。このため、ボランティアの活動環境を早期に確立し、被災地の早期復旧を推進する。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

- ◎地震発生から3時間以内に、災害ボランティアセンターを設置する。
- ◎当日中に県社会福祉協議会等への協力要請、ボランティア募集の広報、災害ボランティアセンターのホームページの立ち上げ、電話問い合わせ対応、受付等を開始する。

実施担当	福祉班、阿見町社会福祉協議会
------	----------------

(1) 災害ボランティアセンターの開設・運営

町社会福祉協議会は、災害ボランティアの活動拠点となる阿見町災害ボランティアセンターを設置し（候補施設：総合保健福祉会館大会議室・講座室・C棟）、ボランティアの受入れ・活用体制を確保する。

＜災害ボランティアセンターの主な活動項目＞

- 1) 町及び関係機関からの情報収集
- 2) 被災者のニーズの把握
- 3) ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- 4) ボランティアの受付
- 5) ボランティアの調整及び割り振り
- 6) 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- 7) 必要に応じて、ボランティア支援本部（県社会福祉協議会）への応援要請
- 8) ボランティア保険加入事務
- 9) 関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- 10) その他被災者の生活支援に必要な活動

(2) 町と災害ボランティアセンターとの連携

町（福祉班）は、町災害対策本部と災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供等を行うほか、災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、必要な設備、資機材の提供等の支援に努める。地元や外部から被災地入りしているNPOや中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）がある場合は、情報共有の場の設置に努める。

また、災害ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険への加入の広報、助成に努める。

第4 被災者ニーズの把握・災害相談対応

被災者の不便で不安な生活を支援するには、きめこまやかで適切な情報提供が必要となるほか、多種多様な悩みに対応する必要がある。

また、高齢者、外国人、障害者等多様な避難行動要支援者の抱える問題は通常より深刻である場合が多いため、積極的に意思疎通を図ることが重要である。

1. 被災者ニーズの把握

実施担当	福祉班、避難班、民生委員・児童委員
------	-------------------

町（福祉班、避難班）は、避難所運営職員、避難所自治組織、民生委員・児童委員、ボランティア等と連携し、被災者、避難行動要支援者等のニーズを収集、集約する。

また、集約したニーズについては、関係各班、災害ボランティアセンターに対応を要請する。

その他、避難行動要支援者のニーズ調査と対応については、「第6 要配慮者の安全確保対策」（地震-97）による。

2. 災害相談窓口の設置

実施担当	町民班、各班
------	--------

(1) 総合相談窓口の設置

町（町民班）は、被災者からのニーズ把握、各種支援策の手続きや相談に対応するため、災害総合相談窓口を設置する（候補施設：本庁舎1階）。

各窓口の運営及び担当職員の配置は関係各班に要請するほか、関係機関、ボランティア等に協力を要請する。

主な窓口対応項目

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1) 安否情報（家族の消息等） | 2) 搜索依頼の受付 |
| 3) 罹災証明書の発行 | 4) 埋火葬許可証の発行 |
| 5) その他各種証明書の発行 | 6) 仮設住宅の申し込み |
| 7) 住宅の応急修理の申し込み | 8) 災害見舞金、義援金の申し込み |
| 9) 被災者生活再建支援金の申し込み | 10) 生活資金、営業資金等の相談 |
| 11) 福祉、法律関係の相談 | 12) 職業のあっせん等の相談 |

(2) 臨時相談所の設置

町（町民班）は、必要に応じて避難所等に臨時相談窓口を開設し、関係各班と連携して各種相談、手続き等に対応する。

また、住民等から電話問い合わせが多数ある場合、必要に応じて災害コールセンターを設置して対応する。

第5 生活救援物資等の供給

水道等のライフライン、流通機構が被災した場合には、飲料水、食料、生活必需品の供給が制限されるため、重要施設の機能を維持するために必要な上水等を緊急に確保するとともに、必要最小限度の飲料水、食料、生活必需品を被災者等に供給する必要がある。

また、全国からよせられる救援物資は積極的に活用するが、多種多様な物資が集まることにより仕分け等が負担となることもあるため、必要な物資や受入れについて注意を要する。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

- ◎地震直後に配水場等の運転を自家発電に切り替えるとともに、住民等の問い合わせ対応、災害用飲用水の配布等を開始する。
- 炊き出しの作業や住民への配布は、住民や行政区等が主体となって行ってもらう。
- 災害発生から12時間以内に、不足する物資等を予測する。
- 行政備蓄物資の使用を優先し、不足する物資を防災関係機関から調達する。また、物資の調達は流通状況が落ち着くまで、最小限に行う。
- 災害発生から48時間以内に、必要な救援物資を把握し、募集する。
- ◎個人からの小口の救援物資は個別対応が困難なため、原則として辞退して義援金での支援に理解を求める。
- ◎救援物資を避難者や在宅避難者への確に配給し、結果を広報で周知する。

1. 応急給水

実施担当 水道班、情報班、本部班、物資対策班

(1) 給水需要の把握、水源の確保等

町（水道班）は関係各部の協力を得て町内の断水状況を把握するほか、情報班は人命に関わる重要施設（病院、救護所、社会福祉施設等）の給水需要を速やかに把握する。

また、速やかに給水源を確保し、既存の飲料水兼用耐震性貯水槽及び防災井戸等を活用することも検討する。なお、貯水槽等を利用する場合は、保健所等の協力を得て飲用の適否を検査する。

1人あたりの目標給水量は次のとおりとする。

時 期	目標給水量(1日分)	主な用途
地震発生～3日目	3リットル	飲用（生命維持に最小限必要）
4日目～10日目	20リットル	飲用、水洗トイレ、洗面等 （日周期の生活に最小限必要）
11日目～21日目	100リットル	飲用、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、炊事等（数日周期の生活に最小限必要）
21日目～	被災前の給水量 （約250リットル）	ほぼ通常の生活 （若干の制約はある）

（財）水道技術研究センターによる

(2) 応急給水

地震発生当初は、人命に関わる重要施設（病院、救護所、社会福祉施設等）への給水を優先する。

このため、住民へは、調達したペットボトル等の供給に努めるほか、家庭備蓄の飲料水等を利用するよう広報する。

その後は、拠点給水方式により、避難所等に設置する給水所で住民に配給する。また、水道の復

第5節 被災者生活支援

旧が長期化する場合は、応急仮設配管などの措置をとる。

なお、拠点給水方式による場合は、以下のように実施する。

- 1) 応急給水所（拠点）は、原則として、避難所とする。なお、断水区域が一部の場合は、状況に応じて、公園等に応急給水所を設定する。
- 2) 応急給水所への輸送は、町の給水タンク車を使用するほか、関係各部やトラック協会等へ協力を要請する。また、必要な給水機材は、町の給水タンクを使用するほか、県企業局、応援団体等に調達を要請する。
- 3) 給水所、配給時間、持参物等を住民に周知する。
- 4) 給水所では、避難所運営職員及び避難所自治組織等の協力を得て被災者が持参する容器に給水する。

なお、自ら容器を持参できない場合は、行政区、自主防災組織等への協力依頼、町が備蓄するポリタンクの貸与等により対処する。

- 5) 飲料水の運搬が困難な避難行動要支援者や中高層住宅の住民等については、行政区、自主防災組織、ボランティア等へ、運搬の支援を依頼する。

2. 食料の供給

実施担当	物資対策班、避難班
------	-----------

(1) 需要の把握

町（物資対策班）は、関係各班と連携して食料供給が必要な対象者、供給先、必要な食品等を把握する。

＜食料供給の対象者＞

- 1) 避難所に収容された者
- 2) 住家の被害があつて炊事のできない者
- 3) 災害による流通支障等で食料を得られない者
- 4) 災害応急対策活動従事者

(2) 食料の調達、搬送

1) 調達

町（物資対策班）は、家庭内備蓄や町の備蓄物資が不足する場合、協定団体等から、弁当、パン、牛乳、ジュース等の食料及び飲料を調達する。また、避難行動要支援者や食物アレルギー患者に配慮するとともに、乳幼児用に粉ミルク等を調達する。

協定団体等からの調達が困難な場合は、県に供給を要請する。

2) 搬送

供給先の避難所まで、調達先の業者等に要請する。ただし、調達先が輸送できない場合や、物資配送拠点までの搬送となる場合は、運送業者等に搬送を要請する。

(3) 食料の配布等

1) 食料の配布

避難所に搬送された食料は、避難所運営職員が受領した後、避難所自治組織等が被災者等に配布する。

2) 炊き出し

町（避難班）は、避難者からの要望等に応じて、避難所自治組織、自衛隊、災害ボランティア等の協力を得て炊き出しを行う。

第5節 被災者生活支援

炊き出し用の食材、燃料、調理器具等は、給食センター、町内の企業等から調達する。また、災害救助用米穀を調達する場合は県に要請し、連絡がつかない場合は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて農林水産省農産局長に政府所有米穀の緊急引渡しを要請する。

3. 生活必需品の供給

実施担当	物資対策班、避難班
------	-----------

(1) 需要の把握

町（物資対策班）は、関係各班等と連携して、生活必需品供給の対象者、供給先、必要な品目等を把握する。

＜生活必需品の供給対象者＞

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者

- 1) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- 2) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 生活必需品の調達、搬送

1) 調達

町（物資対策班）は、家庭内備蓄や町の備蓄物資が不足する場合、協定団体等から以下のような生活必需品を調達する。また、調達品目の選定にあたっては、女性や避難行動要支援者等のニーズに十分配慮する。

協定団体等からの調達が困難な場合は、県に供給を要請する。

生活必需品の調達品目

① 寝具	② 日用雑貨	③ 衣料品	④ 炊事用具
⑤ 食器	⑥ 光熱材料	⑦ その他	

2) 搬送

供給先の避難所まで、調達先の業者等に要請する。

ただし、調達先が輸送できない場合や、物資集積拠点までの搬送となる場合は、運送業者等に搬送を要請する。

(3) 生活必需品の配布

避難所に搬送された物資は、避難所運営職員が受領した後、避難所自治組織等が被災者等に配布する。

特に、女性や避難行動要支援者等への生活必需品等の物資を供給する際は、配布方法について充分配慮する。

4. 救援物資の募集・受入れ

実施担当	避難班
------	-----

(1) 救援物資の要請

町（避難班）は、被災者のニーズ、食品・生活必需品の不足状況等をふまえ、必要な物資等を広く募集する。

- 1) 必要とする物資の内容、量、送付方法（梱包時の品名の表示等）などを明らかにし、ホームページや報道機関等を活用して募集する。

第5節 被災者生活支援

- 2) 受入れは、原則として企業、団体からの大口の物資とする。
- 3) 物資が充足した時点で、募集を打ち切り、その旨を広報する。

(2) 救援物資の受付

町（避難班）は、物資提供の応募を受け付け、必要な時期に必要な物資等を供給するよう、応募者に要請する。

(3) 物資の集積・配送

避難所等へ直接供給できない場合は、物資集積拠点（候補施設：県立医療大学体育館、茨城大学農学部体育館、JA水郷つくば阿見営農経済センター（中央集荷所））を開設して物資を受け入れ、ボランティア等の協力を得て仕分け・管理等を行う。また、トラック協会等の協力を得て避難所等へ搬送する。

各被災者等への配布は、生活必需品に準ずる。

第6 要配慮者の安全確保対策

高齢者、障害者等は、自力で避難できずに自宅に取り残されたり、避難所生活による精神的・体力的負担から健康を害したりするおそれがある。このため、福祉関係者や行政区、自主防災組織等が連携して、要配慮者の避難支援を行うとともに、避難所でのケアや福祉施設等への受入れを円滑に行う必要がある。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

- ◎災害発生から速やかに関係機関と連携し、避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。
- ◎半日以内に避難行動要支援者施設の安全を確認し、特別な配慮を要する要配慮者の受入れに着手する。

1. 社会福祉施設入所者等の安全確保

実施担当	福祉班、水道班、東京電力パワーグリッド(株)、東部ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、社会福祉施設の管理者
------	---

(1) 施設等管理者の措置

社会福祉施設の管理者は、以下の措置を講じる。

- 1) 避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。
- 2) 災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。
- 3) 食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、町等に対し応援を要請する。
- 4) 施設間の応援協定に基づき、他の社会福祉施設及び町等に対し介護職員等の応援を要請する。

(2) 町の措置

町(福祉班)は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、自主防災組織、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、避難行動要支援者の状況やニーズを把握するとともに、最優先に必要なサービスを提供する。

また、施設等管理者の要請に基づき、以下の措置を講じる。

- 1) 関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入れ先を確保する。
- 2) 高齢者や障害者に対して必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。
- 3) 食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。
- 4) 介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

(3) ライフライン

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設の機能を早期に回復するため、施設管理者と連携し、優先復旧に努める。

2. 在宅避難行動要支援者の安全確保

実施担当	福祉班、消防団、阿見町社会福祉協議会、稲敷医師会、民生委員・児童委員、行政区、自主防災組織
------	---

(1) 避難支援等

町（福祉班）、行政区、自主防災組織、消防団、福祉関係者は、阿見町避難行動要支援者避難支援プランに基づく個別計画や名簿を活用して在宅の高齢者、障害者等の安否確認、避難支援を速やかに行う。

なお、町長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難支援が必要な避難行動要支援者を保護するために特に必要な場合、本人の同意のない避難行動要支援者の名簿、個別避難計画情報についても、必要な限度で避難を支援する関係者に提供する。

また、町（福祉班）は、要配慮者の生活環境が確保できない場合等、必要と認める場合には福祉避難所を開設し、避難所での生活が困難な避難行動要支援者を収容する。また、福祉避難所の指定施設や福祉関係団体、県等と協力して避難行動要支援者の移送に利用可能な車両等、移送手段を確保する。

福祉避難所を開設した場合は、直ちに次の事項を県に報告する。

- ① 避難者名簿（名簿は随時更新する）
- ② 福祉避難所開設の目的
- ③ 箇所名、各対象受入れ人員（高齢者、障害者等）
- ④ 開設期間の見込み

福祉避難所予定施設

公共施設	総合保健福祉会館
民間施設	特別養護老人ホーム（阿見翔裕園、阿見こなん） 介護老人保健施設（ケアセンター阿見、スーペリア 360） <u>地域生活支援拠点施設（あみまちの拠点くら・ら）</u>

(2) 避難生活等の支援

町（福祉班）は、福祉関係者等と連携して、避難行動要支援者の避難生活等を支援するとともに、精神的ケアを行う。また、必要に応じてDWA Tの派遣を県に要請する。

1) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

民生委員・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する避難行動要支援者のニーズ等を調査するとともに、保健・福祉サービス等の情報提供を行う。

また、調査結果をふまえ、避難行動等支援者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。

2) 保健・医療・福祉巡回サービス

医師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師等によるケアチームを編成し、住宅、避難所等で生活する避難行動要支援者の巡回により介護サービス、メンタルケアなどのサービスを提供する。

3) 保健・医療・福祉相談窓口の開設

災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に対応する。

3. 外国人の安全確保

実施担当	町民班、県、県国際交流協会、阿見町国際交流協会
------	-------------------------

(1) 避難誘導、安否確認等

町（町民班）は、警察、自主防災組織、語学ボランティア等の協力を得て、外国語による広報、住民登録等に基づく外国人の安否確認等を行う。

(2) 情報の提供

1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

県、町（町民班）及び県国際交流協会は、地域国際化協会連絡協議会、語学ボランティア等の協力により災害多言語支援センターを設置し、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

県及び町（町民班）は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

(3) 外国人相談窓口の開設

町（町民班）は阿見町国際交流協会と連携し、外国人相談窓口の設置、相談対応に努める。
また、県と連携して外国人の生活相談に係る情報共有に努める。

第7 応急教育・応急保育等

学校等においては、生徒・児童・園児等の安全を確保するとともに、教育活動・保育活動の早期再開に向けた活動が必要となる。しかし、学校は避難所としても利用されるため、教職員等の避難所運営への協力が求められることとなる。

このため、早期に避難所の自主運営体制を確立し、教育の再開を促進することも重要となる。

その他、町内の貴重な文化財を保全するため、速やかに被害状況を把握することが重要である。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

◎就業時間内の地震発生時には、児童生徒の安全確保と保護者への引き渡しを確実に行う。

◎就業時間外にも、児童・生徒の安否確認を確実に速やかに行う。

1. 児童生徒等の安全確保

実施担当	避難班、学校長
------	---------

(1) 情報等の収集・伝達

町（避難班）は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、学校長等に対し、災害に関する情報を迅速、的確に伝達し、必要な措置を指示する。

学校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。また、児童生徒等及び学校施設が被害を受けた場合等は、直ちにその状況を町、関係機関に報告する。

福祉班は、保育所においても同様の措置をとる。

(2) 児童生徒の避難等

1) 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。

なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行う。

2) 避難の誘導

校長等及び教職員は、あらかじめ定める計画に基づき児童生徒等を誘導する。なお、状況により校外への避難が必要な場合は、町その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

3) 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域毎の集団下校、または教員による引率等を行う。

なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

4) 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険と認める場合、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努める。この場合、速やかに県や町に対し、児童生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。

また、保護者との連絡がとれない場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続する。なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携して共通理解を図っておく。

5) 保育所での措置

福祉班は、保育所においても同様の措置をとる。

2. 応急教育

実施担当	避難班、各学校
------	---------

町（避難班）、各学校は相互に協力して、教育施設等を確保して教育活動を早期に再開する。

(1) 教育施設の確保

- 1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- 2) 校舎の被害は相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で合併又は二部授業を行う。
- 3) 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- 4) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用又は他の学校の一部を使用し授業を行う。
- 5) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
- 6) 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

(2) 教職員の確保

- 1) 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
- 2) 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。

(3) 教科書・学用品等の給与

- 1) 災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）をそう失又はき損し、就学上支障をきたしている小・中学校及び特別支援学校の児童生徒等に対して、学用品等を給与する。
- 2) 学用品等の給与が困難な場合は、県に応援を要請する。

(4) 避難所との共存等

避難所の開設、運営にあたっては、施設の勤務職員（教職員等）に対し、施設の管理・保全、利用スペース・設備等の調整、PTAとの連絡調整等について協力を要請する。

避難所となる学校については、事前に次の措置を講ずる。

- 1) 学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用する居室の優先順位（体育館→教室等）を協議する。
- 2) 避難所運営職員、教育委員会、学校教職員、避難所自治組織と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。
- 3) 避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- 4) 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
- 5) 避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、避難所と同様の対応ができるよう努める。

(5) 学校給食

学校再開に合わせ、速やかに関係機関と協議し応急給食を実施する。特に、施設設備の消毒、調理関係者の健康管理等、衛生に十分留意する。

3. 応急保育

実施担当	福祉班
------	-----

町（福祉班）は、保育所の被害状況を把握し、既存施設において保育ができない場合、臨時的な保育所を確保し、応急保育を行う。また、交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所で保育することとする。

さらに、災害に関する理由により緊急に保育が必要な場合は、保育所入所の手続きを省き、一時入所を行うよう努める。

4. 文化財の保護

実施担当	避難班、文化財所有者・管理者
------	----------------

文化財の所有者及び管理者は、文化財に被害が発生した場合、文化財保護法等に基づいて町（避難班）に報告するとともに、被害の拡大防止に努める。

町（避難班）は、被害状況を調査し、国指定文化財は国へ、県指定文化財は県へ、それぞれ報告する。

第8 帰宅困難者対策

地震発生直後は、救助・救援活動、消火活動等の緊急通行を確保するため、帰宅困難者等の一斉帰宅による交通渋滞等を防止する必要がある。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を踏まえ、災害時には各施設で利用者等を留め置き、各自が安否確認手段等を確認しておくよう徹底することが重要である。

また、あみプレミアム・アウトレットは週末に数万人の集客があり、多数の帰宅困難者が滞留することが予想されるため、一時滞在や帰宅支援等を適切に実施することが重要である。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

◎観光施設に滞留する帰宅困難者の支援は、原則として施設管理者が行う。

◎屋外や管理者不在の観光地を訪れている帰宅困難者に対しては、最寄りの避難所を案内する。

1. 施設管理者等の対応

実施担当	東日本旅客鉄道(株)、事業所、学校
------	-------------------

(1) 施設内待機

事業所及び学校等は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、報道機関や町等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、利用客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させる。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や東日本旅客鉄道(株)は、管理する施設の安全及び報道機関や町等から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、保護した利用者を町や警察等関係機関と連携して、町が指定する避難所等や一時滞在施設へ誘導する。

2. 町の対応

実施担当	物資対策班
------	-------

(1) 帰宅困難者の把握等

町（物資対策班）は、大規模集客施設や駅等の周辺における帰宅困難者の発生状況を把握する。
また、被害状況、交通情報、帰宅困難者を受け入れる避難所等を施設管理者等に連絡する。

(2) 一時滞在施設の開設及び誘導

1) 一時滞在施設の開設

町（物資対策班）は、一般の避難所への受入が困難な場合は、県等と協力して帰宅困難者用の一時滞在施設を確保する。

また、一時滞在施設の開設状況を集約して県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、学校、事業者等へ情報を提供する。

2) 一時滞在施設への誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客は、原則、各事業者が町と連携して一時滞在施設へ誘導する。

第9 愛玩動物の保護対策

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、関係機関や獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

◎災害時も飼い主は責任を持って所有動物を救護するものとするが、被災のため責務を果たすことが困難な場合は町が必要な支援を行う。

実施担当	防犯・環境班、避難班、県、阿見町動物愛護協議会
------	-------------------------

県は、動物指導センターを中心として住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや飼い主の発見に努める。

町（防犯・環境班）は、避難所運営職員、県、町動物愛護協議会等と協力して、飼い主不明の動物やペットや同行避難者の動物等の保護を支援する。その他、避難所における対策は、第2・2「(9) ペット同行者対策」（地震-89）による。

第6節 災害救助法関連業務

一定規模以上の災害は、被災者の救助、救援費用について災害救助法（以下「救助法」という）により財政負担を国が担保する。このため、基準以上の被害に上ると予想されるときは、正確な被害数量を把握するまでもなく、速やかに救助法の適用を県知事に求め、救助法に基づく業務に着手する。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

◎災害救助法が速やかに適用されるように、被害の把握及び認定等を迅速かつ的確に行う。

1. 救助法の適用申請

実施担当	本部班
------	-----

町（本部班）は、町の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を町長に報告するとともに知事（県民センター県民福祉課経由）に報告する。

(1) 適用基準

人口が3万～5万人の区分に該当する本町では、町域の被害状況が次のいずれかに該当する場合に、知事によって災害救助法が適用される。

- 1) 全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が、60世帯以上に達した場合に適用される。
- 2) 県内の滅失世帯の数が2,000世帯以上に達する場合であって、町の滅失世帯の数が30世帯以上に達する場合に適用される。
- 3) 県内の被害世帯の数が9,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、町の滅失世帯数が多数である場合に適用される。
- 4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するときに適用される。

(2) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家被害認定調査及び罹災証明に基づき（第2節 第2 2 (3) 「2）住家被害認定調査及び罹災証明」（地震-58）参照）、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

- 1) 全壊（全焼・流失）住家1世帯は、滅失世帯数1
- 2) 半壊（半焼）住家1世帯は、滅失世帯数1／2
- 3) 床上浸水や土砂の堆積で一時的に居住できない住家1世帯は、滅失世帯数1／3

2. 救助法適用事務

実施担当	各班、稲敷広域消防本部
------	-------------

(1) 実施機関

救助法適用事務は知事が実施し、町長は知事を補助する。

ただし、災害の事態が急迫し、迅速に実施する必要があるときは、事務の一部を町長が実施し、速やかにその内容を知事に報告する。

なお、事務の一部を町長が行うこととした場合、知事は事務の内容と期間について町長に通知する。

(2) 町長が実施する場合の担当班

町長が実施する場合は、阿見町災害対策本部の業務分掌に基づいて、業務を分担する。各担当班は、救助法の業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意して業務を実施する。

また、救助法の適用、町長による実施が不明な場合も、災害救助法による業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意する。

- 1) 避難所及び応急仮設住宅の供与【避難班】
- 2) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給【物資対策班】
- 3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与【物資対策班】
- 4) 医療及び助産【医療対策班】
- 5) 被災者の救出【稲敷広域消防本部】
- 6) 学用品の給与【避難班】
- 7) 埋葬【町民班】
- 8) 遺体の搜索及び処理【稲敷広域消防本部、情報班】
- 9) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去【建築班】
- 10) 応急仮設住宅の供与【建築班】
- 11) 被災住宅の応急修理【建築班】
- 12) 生業に必要な資金の貸与【福祉班】

(3) 救助法事務の実施基準

救助法による救助業務の程度、方法並びに実施弁償の一般基準は、県災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、災害の種類、態様によって一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、特別基準の適用を知事に要請する。

この場合、期間延長については一般基準の期間内に要請する。

【資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間】

第7節 応急復旧・事後処理

第1 建築物の応急復旧

余震等で建築物の倒壊や宅地の崩壊が発生し、二次災害とならないよう、建築物や宅地の応急危険度判定を速やかに行う必要がある。

また、被災者の住宅を速やかに確保し、被災家屋の解体によるがれきの抑制等にも対応するには、家屋の修理、賃貸住宅の借り上げによる応急住宅の確保等、柔軟に対応することが重要である。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

◎応急危険度判定の優先順位を明確にして、災害発生から2週間程度で終了させる。

◎地震発生から20日以内に着工し、避難所の早期解消や応急仮設住宅等の需要抑制につなげる。

1. 被災建築物・被災宅地の応急危険度判定

実施担当	建築班
------	-----

町（建築班）は、応急危険度判定実施本部を設置し、判定資機材、ステッカー、調査区域の分担などを行う。

被災建築物応急危険度判定士は、茨城県建築士会等に派遣を求める。確保が困難な場合は、県に要請する。また、被災宅地危険度判定士は、県を通じて派遣を要請する。

判定士は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（（一財）日本建築防災協会発行）、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）に基づいて判定し、結果を当該物件のわかりやすい位置に表示する。

2. 住宅の応急修理

実施担当	建築班、県
------	-------

災害救助法が適用された場合に知事が実施し、町長はこれを補助する。

- (1) 対象は、災害により住宅が半壊、準半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない世帯、または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した世帯とする。
- (2) 修理の範囲は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。
- (3) 修理の時期は、災害発生から1月以内の完了とする。
- (4) 資材が不足した場合は県に要請し、調達の協力を求める。

3. 応急仮設住宅の建設

実施担当	建築班、県
------	-------

災害救助法が適用された場合に知事が実施し、町長はこれを補助する。

第7節 応急復旧・事後処理

(1) 対象者

住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象とする。

町は、県が行う入居者の選定に協力する。

(2) 需要の把握

災害後に被害調査の結果から必要となる仮設住宅の概数を把握し、県に報告する。

また、総合相談窓口や避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

(3) 用地の確保

建設用地は、国、県又は町の公有地（候補地：文化会館建設用地）とし、不足する場合は、民有地の所有者と賃貸契約を締結する。

用地選定にあたっては、交通、衛生、災害環境等に配慮する。

(4) 建設、借上

仮設住宅は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。

民間賃貸住宅の借り上げによる場合は、県から提供される借上住宅の仕様基準や標準契約書、借り上げ可能住宅の情報等を活用して借り上げを実施する。

(5) 管理

町（建築班）は、管理者である県に協力するとともに、入居者の自治組織づくりを支援し、仮設住宅地の自治管理を促進する。

また、入居者の交流や女性等に配慮して以下の対策を推進する。

- 1) 入居者が孤立せず、入居者同士の交流等が図れる集会施設の設置、運営の支援
- 2) 様々な不安・悩み・ストレスの相談窓口や女性に対する暴力等の予防策の啓発

4. 住居障害物の除去

実施担当	建築班、県
------	-------

被災により居室・炊事場・玄関等に土石・竹木等の障害物が流入又は残留し、生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしても除去できない者に対して、災害救助法に基づく住居障害物の除去を行う。

第2 土木施設の応急復旧

土木施設は、利用者の安全確保や住民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に応急復旧を行う必要がある。このため、地震発生直後から、各施設の被害状況を速やかに把握し、二次災害の防止や救助・救援対策の効果等を考慮しながら、応急措置、復旧順位等を検討することが重要である。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

- ◎二次災害防止のため、道路の点検、応急措置等を以下のとおり行う。
 - ・幹線道路は、24時間以内に状況を把握し、2日以内に交通規制、3日以内に応急措置を実施。
 - ・幹線道路以外は、5日以内に状況を把握し、2週間以内に応急措置を実施。
- ◎2日以内に河川の被災状況を把握し、二次災害のおそれがある場合は3日以内に応急措置を行う。

1. 道路の応急復旧

実施担当	土木班、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、東日本高速道路㈱、阿見町建設業組合
------	--------------------------------------

(1) 道路の応急措置、復旧

各道路管理者は、パトロールカー等での巡視、他の道路管理者、地域住民等からの道路情報の収集に努める。また、収集した情報から被害状況を把握し、交通規制、広報、必要に応じて迂回路を選定、確保する。

被災した緊急輸送道路（→第4節・第2「1. 緊急輸送道路の確保」（地震-72）参照）を優先し、建設業組合等と連携して、速やかに復旧する。

(2) 道路障害物の除去

道路管理者は、道路管理者間、警察と連携して、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は、緊急輸送道路を優先して除去を行う。

2. その他土木施設の応急復旧

実施担当	土木班、物資対策班、霞ヶ浦河川事務所、竜ヶ崎工事事務所、県南農林事務所、土地改良区
------	---

地震により河川、砂防施設、農業施設等が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧を推進し、被害の拡大防止措置を講ずる。

(1) 河川、砂防施設の応急復旧

1) 河川施設

霞ヶ浦河川事務所及び竜ヶ崎工事事務所は、堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による被害拡大防止措置を講じるとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。

また、水門及び排水機等は、故障、停電等により運転不能となった場合、土のう、矢板等による応急締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を行う。

2) 砂防施設

町（土木班）及び竜ヶ崎工事事務所は、急傾斜地崩壊防止施設等の被害状況を速やかに把握し、施設の安全確保を図る。

第7節 応急復旧・事後処理

3) 流下障害物の除去

町（土木班）及び竜ヶ崎工事事務所は、河川や霞ヶ浦等における流下障害物の状況を把握する。土石流等の二次災害の危険性がある場合は、国と連携して、障害物の除去や排水等を行う。

(2) 農業用施設の応急復旧

1) 点検

農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については、受益土地改良区及び町（物資対策班）が点検を行う。

農道については町（土木班、物資対策班）、県南農林事務所、竜ヶ崎工事事務所及び土地改良区が通行の危険等の確認、点検を行う。

2) 用水の確保

土地改良区及び町（物資対策班）は、農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

3) 排水の確保

土地改良区及び町（物資対策班）は、排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

4) 農道の交通確保

町（土木班、物資対策班）は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

第3 ライフライン施設の応急復旧

上・下水道、電力、電話等のライフライン施設が被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を確保する。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

- 地震直後に、給水区域内の漏水箇所を把握する。
- 地震発生から3時間以内に情報収集、下水道施設の点検、調査を開始する。

1. 上水道施設の応急復旧

実施担当	水道班
------	-----

(1) 作業体制の確保

町（水道班）は、作業体制確保のため、以下を行う。

- 1) 断水地域および戸数、道路被害情報、交通情報、電気・通信障害に関する情報、並びに関連業者の被害状況等を、関連各部の協力を得て情報収集する。
- 2) 送配水管路関係調査（給水施設を含む。）及び浄水施設、配水場および取水施設等の施設関係調査を迅速に行う。
- 3) 町指定工事店の協力を得て、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、町のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧

町（水道班）は、地震等緊急時対応の手引き（日本水道協会 [令和7年3月改訂](#)）に基づき、重要施設（医療施設、避難所、福祉施設、高齢者施設等）を優先して応急復旧を行う。

- 1) 配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。
- 2) 上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。
- 3) 削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合、県に調達を要請する。

(3) 住民への広報

町（水道班）は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民に広報する。

2. 下水道施設の応急復旧

実施担当	水道班
------	-----

(1) 作業体制の確保

町（水道班）は、作業体制確保のため、以下を行う。

- 1) 管路、ポンプ設備、処理施設等のシステム全体について速やかに被害状況を把握する。
- 2) 水道班は、施工業者等の協力を得て、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被

第7節 応急復旧・事後処理

害が発生し、町のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 応急復旧

町（水道班）は、次の通り応急復旧作業を実施する。

1) 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

2) ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設、終末処理場の機能が停止した場合は自家発電により運転し、排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応に努める。

(3) 住民への広報

町（水道班）は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民に広報する。

3. 電力施設の応急復旧

実施担当	本部班、東京電力パワーグリッド(株)
------	--------------------

東京電力パワーグリッド(株)は、防災業務計画に基づき、電力施設を防護し、被災地の電力需要を考慮して電力供給を継続する。

町（本部班）は、東京電力パワーグリッド(株)と連携して次の対策を推進する。

(1) 災害応急対策の協力

- 1) 電力施設の被害や停電の状況、復旧に影響する倒木や道路被害状況等の収集、提供
- 2) 被害状況、復旧状況の住民への広報
- 3) 応急対策のための、市町村施設や資機材等の提供
- 4) 復旧に必要な道路の復旧及び道路障害物の除去を一体的に進めるための道路管理者との調整

(2) 優先復旧等

- 1) 応急工事にあたっては、原則的に人命に係る箇所（病院、福祉施設等）、復旧対策の中核となる官公庁（署）、避難所等の重要施設を優先するなど災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易度を勘案して、供給上、復旧効用の最も大きいものから行う。また、重要施設への電源車の派遣を行う。
- 2) 災害の拡大に対する円滑な防災活動のため、消防や警察等から要請があった場合は、送電停止等の危険予防措置を講ずる。

4. 電話施設の応急復旧

実施担当	本部班、NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)
------	---

NTT各社、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)は、防災業務計画に基づき、電気通信施設の被害を最小限に食い止め、電話の早期復旧や代替サービス等の提供を図る。

町（本部班）は、電気通信事業者と連携して次の対策を推進する。

第7節 応急復旧・事後処理

(1) 災害応急対策の協力

- 1) 電気通信施設の被害や通信障害の状況、復旧に影響する倒木や道路被害状況等の収集、提供
- 2) 被害状況、復旧状況、代替サービス（災害伝言板等）の住民への広報
- 3) 応急対策のための、市町村施設や資機材等の提供
- 4) 復旧に必要な道路の復旧及び道路障害物の除去を一体的に進めるための道路管理者との調整

(2) 優先復旧等

応急対策上の必要性を勘案して、特に必要があると認める施設や地区については、各電気通信事業者に対し、優先的に復旧するよう要請する。

5. 都市ガス施設の応急復旧

実施担当	東部ガス㈱、東京ガスネットワーク㈱
------	-------------------

各都市ガス会社は、次の対策を行う。

(1) 災害応急対策の協力

- 1) 都市ガス施設の被害状況等の収集、提供
- 2) 被害状況、復旧状況、代替サービス（災害伝言板等）の住民への広報
- 3) 応急対策のための、市町村施設や資機材等の提供

(2) 都市ガス停止時の代替措置

被害が甚大な場合、防災上重要な施設を優先的に点検し、機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源を確保する。

- 1) 需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給も含めた供給方法を想定しておく。
- 2) 一般需要家の代替熱源として、カセットコンロ等による対応が図れるよう、調達できる体制を整備しておく。

(3) 優先復旧等

応急対策上の必要性を勘案して、特に必要があると認める施設や地区については、優先的に復旧するよう努める。

第4 清掃・防疫・障害物の除去・環境対策

大きな地震が発生し、町域で多数の家屋が被災した場合には、被災家屋の解体・撤去により、町の廃棄物処理能力をはるかに超える大量のがれきが発生する可能性があるため、災害廃棄物等の収集、処理体制を早期に確保するとともに、ごみの分別ルールや、仮置場の確保、管理体制を徹底する必要がある。

また、ライフライン等の機能低下により衛生状態が悪化するほか、避難所となる施設も公衆衛生上良好な環境とはいえず、感染症や食中毒、その他健康障害が発生するおそれがある。このため、防疫や衛生監視、健康診断等の活動を早期に実施することが重要である。

なお、災害廃棄物は、阿見町災害廃棄物処理計画（令和2年4月改訂）に基づいて計画的な処理を推進する。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

- 災害発生から48時間以内に災害廃棄物量を地区別に推定する。その後、仮置場への受入れに着手する。
- ◎災害発生から12時間以内に避難者数を把握し、仮設トイレを調達する。
- 大規模な感染症により、防疫が必要となった場合は、町、県、警察、消防、医療機関等が連携して、感染拡大を防止する。
- ◎災害時の公害の状況を的確に把握し、正確な情報を住民に伝える。
- ◎原発事故の場合、放射性物質が町に到達するまで数時間から数日と想定し、屋内退避を行う。

1. ごみ処理

実施担当	廃棄班
------	-----

(1) 排出量の推定、処理計画

町（廃棄班）は、災害時のごみを、被災物として排出されるもの（被災家屋の解体がれき、家財等）と生活により発生するものとに区分し、それぞれの排出量を推定して実行計画を策定する。

(2) ごみ処理の方針

災害発生時のごみ処理は、次の方針で行うこととする。

- 1) 生ごみ・有害ごみ等緊急に収集・処理すべき「ごみ」を最優先で収集する。
- 2) 避難所・医療施設等を最優先で収集する。
- 3) 被害の甚大な地域を最優先で収集する。
- 4) 中間処理（焼却・破碎）の緊急性が低いごみについては、仮置場（候補施設：霞クリーンセンター、竹来最終処分場跡地、さくらクリーンセンター）に搬送するなどして、被災地・被災施設からの搬出を最優先で行う。
- 5) 処理が長期に渡る場合は、進行管理計画を策定し、計画的に処理を行う。
- 6) ボランティア等の支援を得て被災家屋等の片付けや廃棄物の運搬を行う場合は、災害ボランティアセンター等と連携して支援内容を調整するなど効率的に作業を進める。

(3) ごみ処理体制の確立

- 1) 焼却処理施設、破碎処理施設その他のごみ処理施設及び収集車その他の器材の被害状況を把握したのち、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有する収集・処理能力の維持に努める。
- 2) 「ごみ量」が、町の収集・処理能力を上回るなど廃棄物処理に支障が生じる場合は、県、他市

第7節 応急復旧・事後処理

町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会との協定を活用し、収集・処理に関する応援体制の確立及び応援派遣の実施を要請する。

3) 委託業者・許可業者等に協力を要請する。

(4) 広報

ごみ処理対策の実施にあたっては、広報紙等を通じて事前に住民・事業所等の協力を要請するとともに、関係各部、機関との協議・協力により収集方式の周知徹底に努める。

2. し尿処理

実施担当	廃棄班、水道班、龍ヶ崎地方衛生組合
------	-------------------

(1) し尿処理排出量の推定

町（廃棄班）は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行う。

また、町内各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、実行計画を策定する。

(2) 作業体制の確保

町（廃棄班）は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

(3) 下水道区域の対策

下水道や集落排水の被災地区（断水地区を含む）では、被災状況により、水洗トイレの使用制限の協力を求め、し尿の推定排出量に応じた対策を講じる。

1) 避難者対策

避難所のトイレが使用できない場合、避難者数に応じて仮設トイレを確保し、し尿収集を行う。

また、消毒剤等を確保し、避難所運営職員と協力して、仮設トイレの衛生状態を維持する。

2) 在宅者対策

家屋等に居住する住民のし尿は、ごみとして回収することを検討する。この場合、居住者数を把握して、収集・処理体制を確保し、住民等に協力を要請する。

① 住民等に簡易トイレ等の利用、排出場所の衛生管理の協力を求める。

② し尿の排出場所は、既存のごみ集積所以外の場所を指定する。

(4) 下水道未整備区域等の対策

くみ取りトイレについては、在宅者を優先して収集体制を早期に確保する。また、避難等により不在の家屋、倒壊や焼失した家屋についても、防疫に留意して、早期に回収する。

(5) 応援体制等

町（廃棄班）及び龍ヶ崎地方衛生組合は、し尿の収集・処理に必要な人員、運搬車両、処理施設等の確保にあたり、対応能力が不足する場合には、県、他市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会、（一社）茨城県環境保全協会との協定等を活用し、応援要請を行う。

3. 防疫

実施担当	防犯・環境班、医療対策班、竜ヶ崎保健所
------	---------------------

町（防犯・環境班、医療対策班）は、竜ヶ崎保健所と連携して次の対策を行う。

(1) 防疫組織の設置

防疫班を組織するとともに、竜ヶ崎保健所から必要な情報提供や指導を受ける。

(2) 防疫措置情報の収集・報告

警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合など、竜ヶ崎保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、救護所との連絡を密にする。

(3) 防疫計画の策定

地理、環境、過去の被害状況などを勘案し、災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立する。

(4) 消毒薬品・器具機材等の調達

災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び県などの協力を求める。

(5) 防疫措置等の実施

防疫班は、次の活動を行う。被災状況に応じ、自衛隊に対し防疫活動を要請する。

- 1) 被害状況の調査および指導
- 2) 検病調査
- 3) 避難所での防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導
- 4) 井戸水の消毒指導
- 5) その他の防疫措置に必要な事項

(6) 食品衛生指導

竜ヶ崎保健所の食品衛生監視員により、避難所、仮設住宅及び食品製造所などにおける食品衛生の監視、指導を行うとともに、必要に応じて弁当等进行检查する。

衛生指導にあたっては、必要に応じ消毒薬及び衛生手袋の配布を行う。

(7) 患者等の措置

被災地において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき就業制限又は入院勧告を要する感染症の患者又は無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

(8) 記録の整備及び状況等の報告

防疫班は、関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を

第7節 応急復旧・事後処理

竜ヶ崎保健所長に報告する。

(9) その他

必要に応じて薬剤師会等に、医療ボランティアによる消毒指導等を要請する。その他、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により実施する。

4. 環境保全対策

実施担当	防犯・環境班、県
------	----------

(1) 環境監視

県や関係機関と連携して、有害物質取扱事業所の管理者等から有害物質を取り扱う施設が被災し、有害物質の漏出等がないか状況把握を行う。

(2) 二次災害の防止

有害物質が漏出した場合は、原因者が対策を実施するが、町でも被災状況を把握し、県へ回収・拡大防止、原因調査や二次災害の防止の指導等を要請する。

住民に危険が及ぶ場合は、避難措置をとるとともに、防災行政無線、広報車等で速やかに周知する。

(3) 建築物解体における措置

建築物の解体工事によって生じる粉塵やアスベストの飛散を防止するため、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省、令和5年4月）に基づいて、飛散防止措置を行う。

(4) 放射能対策

東海第二原子力発電所等の状況を把握する。事故等が発生した場合は、空間放射線量のモニタリングを開始し、結果を住民等に広報する。

その他、必要に応じて、避難、健康対策、風評被害対策、除染等を実施する。

5. 動物対策

実施担当	防犯・環境班、県
------	----------

町（防犯・環境班）は、飼い主の被災等によりペットが放浪した場合、県動物指導センターと協力して保護する。

危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

死亡した家畜は、県南家畜保健衛生所の指導により、民間の死亡獣畜取扱所及び化製場で処理する。

第5 行方不明者の搜索・遺体の処理

多数の死者が発生した場合には、遺体の身元確認、検案等の実施体制の確保が困難となること、また、火葬場に支障が生じた場合には、町の保有する火葬能力では短期間での火葬が困難となること等から関係機関との協力の下、速やかな対応が必要となる。

また、身元確認、死亡認定の諸手続、火葬場の手配等にかかなりの時間を要することから、夏期は衛生状態を良好に保つ等、混乱状態のなかでも死者の人格を尊重し、遺族、親近者の感情に十分配慮して対応する必要がある。

《大規模地震発生時の町の方針・目標》

- ◎消防、警察、自衛隊、消防団、自主防災組織等が協力し、行方不明者の発見、収容等を速やかに行う。
- 災害発生から1日以内に遺体安置所を設置する。

1. 行方不明者の搜索

実施担当	町民班、牛久警察署
------	-----------

町（町民班）、警察署は、行方不明者情報を整理、共有する。また、稲敷広域消防本部、消防団、行政区、自主防災組織等をはじめとする地元のボランティア等と協力して行方不明者を搜索する。十分な対応ができない場合は、周辺市町村、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施する。

周囲の事情等から既に死亡していると推定される者の搜索を行う。発見した遺体について、身元が判明している場合は、その遺族又は被災地の市町村長に引き渡し、身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により処理する。ただし、災害救助法が適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市町村に引き渡す。

2. 遺体の処理・埋火葬

実施担当	町民班、牛久警察署、県、稲敷医師会、牛久市・阿見町斎場組合
------	-------------------------------

災害救助法が適用されたときは知事が実施し、町長はこれを補助する。

(1) 遺体の安置等

遺体が多い場合、町（町民班）は、関係者が遺体の検視・検案及び一時保存並びに遺族への引き渡し等を円滑に行うための遺体安置所（候補施設：旧吉原小学校体育施設）を開設し、次の実施体制を確保する。

- 1) 警察による調査、検視、身元確認
- 2) 医師による検案
- 3) 葬儀業者による遺体の洗浄、一時保管等
- 4) 町による埋火葬許可証の交付

(2) 遺体の埋火葬

災害による混乱等で埋葬が困難な場合や遺族がいない場合は、町が埋火葬を行う。

第7節 応急復旧・事後処理

- 1) うしくあみ斎場の火葬能力を上回る遺体がある場合は、市町相互応援協定先や県に、広域火葬を要請する。

また、遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者等に協力を依頼する。

- 2) 身元不明時の措置

身元の判明しない遺骨は、町内の納骨施設、寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

【地震災害編】

第 3 章 災害復旧・復興計画

第1節 被災者生活の安定化

第1 義援金の募集及び配分

多くの人々が生命又は身体に危害を受けた場合、住居や家財の喪失、経済的困窮により地域社会が混乱に陥る可能性がある。このため、関係機関と協力し、被災者に対する義援金品の募集及び配分等により、被災者の自立的生活再建を支援する。

実施担当	情報班、福祉班
------	---------

(1) 義援金の受付と保管

町（情報班）は、義援金の受付口座を指定金融機関に開設し、町に寄せられた義援金及び県又は日本赤十字社等に寄せられた後に町に配分された義援金を保管する。

募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得て義援金の受付方法等を広報、周知する。

(2) 義援金の配分

町（福祉班）は、災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して義援金の配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）を決定する。

なお、県、日本赤十字社等の義援金受付団体に設置された災害義援金配分委員会が配分方法を決定した場合は、それに基づいて実施する。

(3) 義援金の支給

町（福祉班）は、対象者に支給内容、申請方法等を通知し、口座振り込み等により義援金を支給する。

第2 支援金等の支給・貸付等

被災者の自立的な生活再建支援措置については、被災地以外へ避難等を行っている個々の被災者も含め広報するとともに、相談窓口を設置することが必要である。被災者の自立再建を的確に支援するため、手続きの簡素化、事務処理の迅速化を図る必要がある。

1. 被災者生活再建支援金の支給

実施担当	福祉班、県
------	-------

一定規模以上の災害では、被災者生活再建支援法が適用され、住宅が全壊、大規模半壊又は中規模半壊した被災者に支援金が支給される。

町長は、当該自然災害にかかる被害状況を収集し、「被災者生活再建支援法の適用に係る被害状況報告書」により、知事に報告する。なお、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法適用手続きにおける報告（「被害状況報告表」）で兼ねることができる。

(1) 支給申請手続き等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

(2) 必要書類の発行

支給申請書に添付する書類については、被災者からの請求に基づき、担当部署に発行を依頼する。

- 1) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- 2) 罹災証明書類

(3) 支給申請書等の取りまとめ

被災者から提出された支給申請書及び添付書類の確認、とりまとめの上、速やかに県に送付する。

(4) 支援金の支給

支援金の支給は、被災者生活再建支援法人が審査し、決定する。被災者生活再建支援法人は、申請者に通知書を交付し、口座振り込みにより支給する。

町は、口座振り込みができない申請者に対して、被災者生活再建支援法人からの委託により、現金で支給する。

2. 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

実施担当	福祉班、県
------	-------

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」という。）により、法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

(1) 支給申請手続き等の説明

制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続き等について説明する。

第1節 被災者生活の安定化

(2) 必要書類の発行

支給申請書に添付する書類については、被災者からの請求に基づき、担当部署に発行を依頼する。

- 1) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- 2) 罹災証明書類

(3) 支援金の支給

被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。

(4) 市町村への補助

県は、被災世帯へ支援金を支給した市町村に対し、支給の実績に基づいてその費用の一部を補助する。

3. 阿見町被災者生活再建支援金の支給

実施担当	福祉班
------	-----

一定規模以上の自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、阿見町被災者生活再建支援金支給要綱により、法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

4. 災害弔慰金の支給等

実施担当	福祉班、県
------	-------

(1) 災害弔慰金の支給

阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、一定規模以上の災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

【資料編 阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例】

(2) 災害障害見舞金の支給

阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、一定規模以上の災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

【資料編 阿見町災害見舞金支給条例】

(3) 災害援護資金の貸付

阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、一定規模以上の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(4) 災害見舞金の支給

阿見町災害見舞金支給条例、茨城県災害見舞金支給要綱に基づき、一定規模以上の災害について、被災者に災害見舞金を支給する。

5. 生活福祉資金の貸付

実施担当	福祉班、阿見町社会福祉協議会
------	----------------

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、阿見町社会福祉協議会が窓口となって、民生委員・児童委員の協力により生活福祉資金の貸付けを行う。

なお、阿見町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則として災害援護資金及び福祉資金の住宅の改築、補修等に必要な経費の貸付対象としない。

ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、更生資金、福祉資金、療養・介護資金及び教育支援資金修学資金、緊急小口資金に限り貸付対象とすることができる。

また、生活復興支援資金は貸付対象とすることができるが、災害援護資金の貸付を受けている又は受けようとしている世帯は住宅補修費の貸付対象とならない。

なお、東日本大震災により被災した低所得世帯に対して当面の生活に必要な経費等の貸付をする生活復興支援資金が生活福祉資金の特例措置として講じられている。

6. 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付

実施担当	福祉班
------	-----

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付けを行う。

なお、母子及び父子並びに寡婦福祉資金その他の公的資金の貸付を受けている世帯や、生活保護を受けている世帯は、生活福祉資金の貸付けの対象になる資金に制限がある。

7. 農林漁業復旧資金

実施担当	物資対策班
------	-------

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、関連法令等に基づき融資する。

(1) 天災融資法に基づく融資

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

(2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

条例で指定された災害について、次の資金を融資する。

- 1) 被害農林漁業者に対し、資機材等の購入資金や農林漁業の経営資金（第2条第12項）
- 2) 被害組合に対し、被害を受けたために事業運営に必要な資金（第2条第13項）
- 3) 被害農業者等に対し、指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金（第2条第14項）

(3) 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）

農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金を融資する。

第1節 被災者生活の安定化

(4) 農業災害補償

農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法に基づく農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に共済金の支払いができるよう指導する。

8. 中小企業復興資金

実施担当	物資対策班
------	-------

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、県に次の措置を要望する。

(1) 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

(2) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取り扱いを実施するよう要請する。

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知

県は、町、中小企業関係団体を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

(4) その他の措置

一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。

9. 住宅復興資金

実施担当	建築班
------	-----

災害により住宅に被害を受け、次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

町は、県と連携し、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

第3 租税及び公共料金の特例措置

被災者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るには、租税の徴収猶予、公共料金の特例措置等を積極的に推進する必要がある。このため、制度についての情報提供、手続きの簡素化、迅速化に努める。

1. 租税等の特例措置

実施担当	調査班、福祉班
------	---------

被災した住民や事業者等に対し、地方税法または町条例あるいは臨時の特例措置により、税・使用料等の納入に関して、期限の延長および減免措置を、それぞれの事態に応じて適時適切に講じる。

(1) 租税等の特例措置

1) 期限の延長（地方税法第20条の5の2）

被災した納税義務者等が、期限内に申告その他書類の提出または町税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により災害がおさまった後2か月以内に限り、当該期限を延長する。

① 災害が広域にわたる場合は、本部長（町長）が職権により適用の地域および期限の延長日を指定する。

② その他の場合、災害がおさまった後、被災した納税義務者等による申請があったときは、本部長（町長）が納期限を延長する。

2) 徴収猶予（地方税法第15条第1項）

被災した納税義務者等が町税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その人の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

3) 滞納処分の執行の停止等（地方税法第15条の7第1項）

災害により滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予および滞納金の減免等適切な措置を講じる。

4) 減免

住民の災害の状況に応じて、町税についての期限の延長、徴収猶予および減免の措置を実施する。また、国民健康保険制度等における医療費負担の減免および保険料の減免等を実施する。

(2) 保育料の減免等

阿見町保育料徴収規則に基づき、災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。

(3) 介護保険における措置

阿見町介護保険条例に基づき、災害によって被害を受けた住民に対して、介護保険料を徴収猶予し、又は減免する。

2. その他公共料金等の特例措置

実施担当	日本郵便(株)、NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、東京電力パワーグリッド(株)、東部ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)
------	--

(1) 郵便事業

日本郵便(株)は、災害救助法が適用された場合等は、次の特例措置を行う。

- 1) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付
- 2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- 3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除等

(2) 通信事業

NTT 東日本株式会社は、「電話サービス契約約款通則 15」に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

株式会社NTTドコモは、「自動車携帯電話契約約款第 99 条」に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することがある。

(3) 電気事業

東京電力パワーグリッド株式会社は、災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の認可を得て、電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

(4) ガス事業

東京ガスネットワーク株式会社、東部ガス株式会社は、被害の状況を見て次の措置を行う。実施にあたっては、経済産業省もしくは関東経済産業局の認可を必要とする。

- 1) 臨時のガス工事費の免除
- 2) ガス料金支払い期限の延長
- 3) 不使用月のガス料金（基本料金）の免除

第4 雇用対策

災害により離職を余儀なくされた者に対し、国は、職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの対策を推進するが、これらを効率的に行うため、制度についての情報提供、手続きの簡素化、迅速化に努める。

1. 離職者への措置

実施担当	物資対策班、土浦公共職業安定所
------	-----------------

土浦公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに以下の措置を行い、離職者への早期再就職のあっせんを行うものとする。

町は、これに協力して広報や案内を行う。また県は、土浦公共職業安定所と連携して、再就職を支援する。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。
- (2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域に、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。
- (3) 職業訓練受講指示又は職業転換給付金制度等を活用する。
- (4) 災害対策等の労務需要がある場合は、労働者をあっせんする。

2. 雇用保険の失業給付に関する特例措置

実施担当	土浦公共職業安定所
------	-----------

(1) 証明書による失業の認定

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給する。

3. 被災事業主に関する措置

実施担当	茨城労働局
------	-------

国（茨城労働局）は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金もしくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

第5 災害公営住宅の建設等

被災者の恒久的な住宅を確保するため、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧の指導・支援を行い、居住の安定を図ることが重要である。

また、住宅金融支援機構による住宅資金の貸付等を効果的に実施するとともに、貸付に関する情報提供、事務処理体制の迅速化を図ることも重要である。

実施担当	建築班
------	-----

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が発生した場合に、低所得罹災世帯のため、国庫から補助を受け整備し入居させるものである。

町は、県の助言・指導のもと住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、罹災者名簿、滅失住宅地図を作成するなど建設計画を作成し、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

また、県の助言・指導のもと特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行う。

第2節 被災施設の復旧

被災した公共施設は、原形復旧か、再発防止の改良を行うか、選択する必要がある、被災原因等を正確、迅速に把握しなければならない。このため、調査、検討に必要な人材等を確保し、国をはじめとする関係機関と連携することが重要である。

1. 災害復旧事業計画の作成

実施担当	関係各班、関係機関
------	-----------

町は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。災害復旧事業計画の基本方針を次に示す。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業の種類を次に示す。

- 1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- 2) 農林水産業施設事業復旧計画
- 3) 都市災害復旧事業計画
- 4) 上・下水道災害復旧事業計画
- 5) 住宅災害復旧事業計画
- 6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7) 病院等災害復旧事業計画
- 8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- 11) その他の計画

(3) 再生利用の促進等

災害復旧事業に伴い、被害施設の解体及びがれき処理を行う場合、その事業主体となる者は、発生する廃棄物の再生利用により、最終処分量の削減に努める。

県、町は、堆積土砂の除去事業や農用地の災害復旧事業に伴って生じる廃棄物の処理については、災害等廃棄物処理事業と併せて実施する場合、関係部局が密接に連携して調整を行い、計画的な実施に努める。

2. 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

実施担当	各班、防災関係機関
------	-----------

町及び防災関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の

第2節 被災施設の復旧

全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、速やかに査定が実施できるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次の通りである。

(1) 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- 1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 3) 公営住宅法
- 4) 土地区画整理法
- 5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7) 予防接種法
- 8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- 9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 10) 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

町及び県は、著しく激甚な災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

適用基準については、「激甚災害指定基準」と「局地激甚災害指定基準」の2つがあり、この基準により指定を受ける。

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

3. 災害復旧事業の実施

実施担当	各班、関係機関
------	---------

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧事業の事業費が決定され次第、早期に実施するため、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について措置する。

県は、特定大規模災害等を受けて町が要請した場合、かつ町の復旧工事の実行体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障ない範囲で町に代わって復旧工事を行う。

第3節 災害復興計画

被災した住民の生活や企業活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠となる。また、復興によって被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に地域の構造をよりよいものに改変することが望ましい。

そのためには、再建の途上にある住民や企業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参画できる条件や環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行うことが重要である。

1. 事前復興対策の実施

実施担当	情報班、建築班、防犯・環境班
------	----------------

(1) 復興手順の明確化

町（情報班）及び県は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにする。

(2) 復興基礎データの整備

町（建築班）及び県は、復興対策に必要なとなる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努める。

(3) 復興拠点の整備

町（防犯・環境班）及び県は、本町の重要な災害復旧・復興拠点となる避難所（小・中学校、公民館等）について、大規模災害時にも最低限の拠点機能が維持されるように、停電時に必要最小限の電力供給を可能とする再生可能エネルギー設備や蓄電設備を事前に整備する。

2. 震災復興対策本部の設置

実施担当	本部班、情報班、各班
------	------------

(1) 震災復興本部の設置

町（本部班）は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、町長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。

(2) 震災復興方針の設定

町（情報班）は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。

震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

(3) 震災復興計画の策定

町（情報班）は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。震災復興計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

なお、大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市町村となった場合は、必要に応じて県と共同して復興計画を策定し、復興協議会の組織化、復興整備事業の実施等を行うものとする。

3. 震災復興事業の推進

実施担当	各班、県
------	------

町（各班）は、県と連携して、各種震災復興事業を推進する。

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

1) 建築制限区域の指定

被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域を指定し、県の承認を受けその旨の告示を行う。

2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2) 震災復興事業の実施

1) 専管部署の設置

震災復興に関する専管部署を設置する。

2) 震災復興事業の実施

震災復興に関する専管部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。